(新)	(旧)		備考
NexTone	イーライセンス事業本部	JRC事業本部	. un · 3
第 1 条 (目的) 本規程は、株式会社NexTone(以下「NexTone」といいます。)が、 NexToneの名において、委託者の計算で、利用者との間で締結した、取次による音楽著作権の利用許諾契約について、その使用料を 定めることを目的とするものです。	第 1 条 (目的) 本規程は、株式会社NexTone イーライセンス事業本部(以下「イーライセンス」といいます。)が、イーライセンスの名において、委託者の計算で、利用者との間で締結した、取次による音楽著作権の利用許諾契約について、その使用料を定めることを目的とするものです。	という。)が、音楽出版者その他著作権を有する者等(以下「委託者」	イーライセンス事業本部とJRC事業 本部の事業統合にあたり、株式会社 NexTone(以下「NexTone」)に変更 (以後、同修正省略)
らの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。 (2)「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスク(DVD及びBlu-ray Discを含みますがこれらに限られません。)など音を専ら影像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。 (3)「ゲーム録音に関する利用許諾」とは、ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません。)に供することを目的として、テレビゲーム機等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、またはその複製物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。 (4)「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。 (5)「広告目的で行う複製に関する利用許諾」とは、広告に利用する	第2条(定義) 本規程において、各用語の意義は、次のとおりとします。 (1)「オーディオに関する利用許諾」とは、蓄音機用音盤、録音テープ、コンパクト・ディスク(CD)、その他の記憶媒体など音を固定するもの(なお、オルゴールも含みます。)に著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡することの許諾をいいます。 (2)「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオテープ、ビデオディスク(DVD、Blu-ray Disc及びHD DVDを含みます)など音を専ら影像とともに再生することを目的とするものに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。ただし、本項(3)に定める「ゲームソフトに関する利用許諾」または本項(4)に定める「映画録音に関する利用許諾」のいずれかに該当するものは除きます。 (3)「ゲームノフトに関する利用許諾」とは、ゲーム(パチンコ遊技機、パチスロ遊技機を含みますがこれらに限られません)に供することを目的として、テレビゲーム機等の影像を伴う記憶媒体などに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した影像とともに著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。 (5)「コマーシャル送信用録音に関する利用許諾」とは、放送、有線放送またはインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を固定し、またはそれらの固定物を増製し、またはそれらの固定物により譲渡ないし頒布することの許諾をいいます。	音楽再生を主たる目的としてレコード(コンパクトディスク、アナログディスク、ミニディスク、録音テープ、IC チップ、半導体メモリ等の記憶媒体)へ著作物を複製し(工業製品等に組み込まれる形で使用されるものをむ。)、またはその複製物により譲渡すること。(2) ビデオグラムへの複製等音をもっぱら映像とともに再生することを目的としてビデオグラム(ビデオテープ、ビデオディスク等の記憶媒体)へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。ただし、(3)(4)(5)に含まれるものは除く。(3) マルチメディアパッケージへの複製等音をもっぱら画像やテキストや映像などとともに再生させることを目的として、総再生時間を特定できない方法でマルチメディアパッケージ(CD-Rom、DVD-Rom等の記憶媒体。次号において同じ。)へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。(4) ゲームソフトへの複製等ゲームソフトへの複製等ゲームソフトにおいて著作物を再生させることを目的として、マルチメディアパッケージ等へ著作物を複製し、またはその複製物により譲渡すること。(5) 映画録音等映画館などの場所で公に上映することを目的として、映画フィルム	マルチメディアパッケージへの複製等は近年対象となる利用実績がなく、規定が形骸化した為、削除コマーシャル送信用録音から広告目的で行う複製に名称変更

第5条(オーディオに関する利用許諾)

1. オーディオに関する利用許諾の使用料は、CD、LPレコード、録音 │1. オーディオに関する利用許諾の使用料は、CD、LPレコード、録音 テープ、ハードディスク、フラッシュメモリ、CD-ROM等の録音物(以 下「CD等」といいます。)1枚(本)著作物1曲(なお、5分以上の著作 物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算す 枚(本)著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超え る。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額と るごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算 します。

定価の明示がある 市販用の CD 等	① CD 等の定価(消費税別)の6.0%を、そのCD 等に 含まれている著作物数で除した額② 7.9 円 のいずれか多い額		
定価の明示がない 市販用の CD 等	7.9 円		
その他の CD 等	7.9 円 ※CD 等 50 枚(本)までは、著作物 1 曲につき 400 円 とします。		

- 2. 第1項の規定にかかわらず、CD等1枚(本)における全利用曲数 (時間管理によるみなし著作物数を含まない)の1/ 4 以上が断片利 |ライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料 |用(再生時間が1分40秒以上である著作物1曲あたりの利用時間が │の6 / 12とします。なお、歌曲において歌詞がイーライセンスに管理 1分40秒未満である利用をいいます。)である場合の、当該断片利用 |委託されていない場合も同様とします。 にかかる使用料は、CD等1枚(本)著作物1曲につき、第1項の規定 における「7.9円」を「4.74円」に読み替えて算出された金額に、消費 税相当額を加算した額とします。なお、断片利用ではない著作物の 利用については、第1項の規定により使用料の額を算出するものと
- 3. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、商品化利用することを目 的とするものの場合(フラッシュメモリを搭載した玩具等を含みます がこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものと します。

第6条(ビデオグラムに関する利用許諾)

1. ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1個に つき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額としま

(1) 音楽のビデオグラム

市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格 (消費税別) × 6.0% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 × 調整係数 ① 2.5 円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額 のいずれか多い額
その他のビデオグラム	5 円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム 50 個までは、著作物の利用時間 1 分までごとに 250 円とします。

(2) 劇場用映画のビデオグラム

市販用ビデオグラム	当該ビデオグラムの小売価格(消費税別)×1.75% × 著作物利用比率
その他のビデオグラム	5 円×管理著作物の累計利用時間 ※ビデオグラム 50 個までは、著作物の利用時間 1 分までごとに 250 円とします

(3) 音楽・劇場用映画以外のビデオグラム

市販用ビデオグラム	① 当該ビデオグラムの小売価格 (消費税別) × 4.5% × ビデオグラムに占める管理著作物利用割合 × 調整係数 ② 1.5 円に管理著作物の累計利用時間を乗じた額 のいずれか多い額	
5 円×管理著作物の累計利用時間 その他のビデオグラム ※ビデオグラム 50 個までは、著作物の利用時間 1 分記 250 円とします。		

第4条(オーディオに関する利用許諾)

ーテープ、MD、フロッピーディスク、ハードディスク、フラッシュメモリー、 ICメモリーカード、CD-ROM等の録音物(以下「CD等」といいます。)1 出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。ただし、委託者 の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回 る料率を定めることができるものとします。

- (1) 市販用のCD等
- ① CD等に定価の明示がある場合
- CD等の定価(消費税別)の6%を、そのCD等に含まれている著作物 数で除した額または7円90銭のいずれか多い額とします。
- ② CD等に定価の明示がない場合
- 著作物1曲につき7円90銭とします。
- (2) その他のCD等
- (1)以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作 物1曲につき7円90銭以内の額とします。

|2. 歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作権がイー

3. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするも ┃のの場合(オルゴール、ICメモリーを含みますがこれらに限られませ ん。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。

第5条(ビデオグラムに関する利用許諾)

1.ビデオグラムに関する利用許諾の使用料は、ビデオグラム1本に つき、著作物の利用時間1分までごとに、次により算出した金額また は3円50銭のいずれか多い額に、消費税相当額を加算した額としま す。ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上 記使用料率を下回る料率を定めることができるものとします。 (1)市販用のビデオグラム

当該ビデオグラムの小売価格(消費税別) $imes \frac{4.5}{100} imes \frac{1}{総再生時間 (注 1)} imes 著作物の合計利用時間 (注 2) 著作物の累計利用時間 (注 3)$ 著作物の合計利用時間(注2)

(注1)「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間(1 分未満を切上げ)をいいます。

ている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げた ものをいいます。

(注3)「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録され | ず、定額を使用料とすることができる。 ている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累 計したものとをいいます。

(2)劇場用映画のビデオグラム

本項(1)の定めにかかわらず、劇場用映画(テレビドラマ、テレビ映画 |を含みます。)をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、音楽 を主体とするものを除き、ビデオグラム1本につき、ビデオグラムの 小売価格(消費税別)に1.75%を乗じた額とします。

(3)その他のビデオグラム

本項(1)及び(2)以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考 慮して、著作物の使用時間1分ごとに3円50銭とします。

2.歌曲において楽曲に著作権がない場合またはその著作権がイー |ライセンスに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料 の6 / 12とします。なお、歌曲において歌詞がイーライセンスに管理 委託されていない場合も同様とします。

(レコードへの複製等における使用料)

|第3条| レコードへの複製等により著作物を利用する場合のレコード |1枚(オルゴールの場合は1台。)、著作物1曲(曲とは、歌詞、楽曲、 および歌詞を伴う楽曲をいう。以下、同じとする。)の使用料は、次に より算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 市販用レコード
- ① 定価の明示のある場合は、著作物1曲につき当該レコードの税抜 |定価の6%をそのレコードに収録されている著作物の数で除して得 た額、又は10円のいずれか多い額以内とする。
- ② 定価の明示のない場合は、著作物1曲あたり10円以内とする。
- (2) オルゴール(電気装置を伴うオルゴール又はミュージックサイレ ンその他これに類するものを含む。)

著作物1曲につき、当該オルゴール1台の税抜卸売価格の10%をそ のオルゴールに収録されている著作物の数で除して得た額以内とす

(3) その他のレコード

本条(1)(2)の規定を適用することができない場合には、その利用の 目的等の事情を鑑みた上で、著作物1曲につき10円以内とする。

少数ロットにおける最低使用料を設

5分みなしを採用

断片的な利用方法において、使用 |料額負担が著しく多くなるケースへ 対応する為新設

(ビデオグラムへの複製等における使用料)

第4条 ビデオグラムへの複製等により著作物を利用する場合のビ デオグラム1本、著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、 消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 製品記載価格のある場合は、税抜製品価格の6%をそのビデオ グラムに収録されている著作物の数で除して得た額、または15円の |表形式を採用し、区分毎に明確化 いずれか多い額以内とする
- (2) 製品記載価格のない場合は、著作物1曲あたり15円以内とす
- (3) その他のビデオグラム

本項(1)(2)の規定を適用することができない場合には、その利用の 目的等の事情を鑑みた上で、著作物1曲につき15円以内とする。 (注2)「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録され |2 委託者の同意があり、かつ委嘱によって当該ビデオグラムのた めに新たに作曲された著作物を利用する場合、又はビデオグラムに 占める著作物の割合が非常に僅少な場合は、販売個数にかかわら

> |3 テレビジョン放送で使用することを目的として製作されるビデオグ ラム及び専ら映画館等の施設において公に上映することを目的とし て製作されるビデオグラムについては、本条から除外する。

1分みなしを採用

|ビデオグラム1個あたりの計算式

|その他(市販用以外)のビデオグラ ムにおいて、少数ロットにおける最 低使用料を設定

|定義については、新6条3に移設

		(マルチメディアパッケージへの複製等における使用料) 第5条 マルチメディアパッケージへの複製等により著作物を利用する場合のマルチメディアパッケージ1本、著作物1曲の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。 (1) 製品記載価格のある場合は、税抜製品価格の6%をそのマルチメディアパッケージに収録されている著作物数で除して得た額、または15円のいずれか多い額以内とする。 (2) 製品記載価格のない場合は、著作物1曲あたり15円以内とする。 (3) その他のマルチメディアパッケージ 本項(1)(2)の規定を適用することができない場合には、その利用の目的等の事情を鑑みた上で、著作物1曲につき15円以内とする。 2 委託者の同意があり、かつ委嘱によって当該マルチメディアパッケージのために新たに作曲された著作物を利用する場合、又はマルチメディアパッケージに占める著作物の割合が非常に僅少な場合は、販売個数にかかわらず、定額を使用料とすることができる。 3 テレビジョン放送で使用することを目的として製作されるマルチメディアパッケージ及び専ら映画館等の施設において公に上映することを目的として製作されるマルチメディアパッケージについては、本条から除外する。	近年対象となる利用実績がなく、規 定が形骸化した為、削除
2. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(動画表示機能付き玩具等を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。	3.第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(動画表示機能付き玩具を含みますがこれらに限られません)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。	新設	
3. 本条に定める「ビデオグラムに関する利用許諾」については、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1)「管理著作物」とは、NexToneがその著作権を管理する著作物をいいます。 (2)「累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したもの(分単位)をいいます。 (3)「ビデオグラムに占める管理著作物利用割合」とは、管理著作物の累計利用時間を、当該ビデオグラムの総収録時間を1分未満で切上げたもの(分単位)により除して得られる割合をいいます。 (4)「著作物利用比率」とは、ビデオグラムに収録された全理著作物の累計利用時間を、当該ビデオグラムに収録された全で選著作物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。 (5)「調整係数」とは、当該ビデオグラムに収録された全での音楽著作物の再生時間合計(各著作物それぞれの利用時間(秒単位)を合計し、合計時間を1分未満で切上げたもの(分単位)をいいます。)を、全ての音楽著作物の累計利用時間により除して得られる割合をいいます。 (6)「音楽のビデオグラム」とは、ライブビデオ、ビデオクリップ等音楽の鑑賞を主たる目的とするビデオグラムをいいます。 (7)「劇場用映画のビデオグラム」とは、駅場用映画の著作物を収録したビデオグラムをいいます。 (9)「市販用ビデオグラム」とは、家庭内視聴を目的とする個人顧客に販売することを目的して複製し、頒布するビデオグラム」「レンタル用ビデオグラム」「業務用ビデオグラム」以外のビデオグラムをいいます。 (10)「その他のビデオグラム」とは、「市販用ビデオグラム」「業務用ビデオグラム」以外のビデオグラムをいいます。		(ゲールソフトへの複制等になける体田刺)	定義をまとめて表記
第7条(ゲーム録音に関する利用許諾) ゲーム録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるも のとします。	開 6 条 (ゲームソフトに関する利用計語) ゲームソフトに関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとします。	(ゲームソフトへの複製等における使用料) 第6条 ゲームソフトへの複製等により著作物を利用する場合の使 用料は、委託者が定めることとする。	内容に変更なし

第8条(インタラクティブ配信に関する利用許諾)

8.1. インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算 式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。

8.1.1. 音声配信

映像を伴わず、音声のみをインタラクティブ配信する場合は、次の利 |用態様ごとに、その使用料を定めるものとします。また、映像を伴う 「(1) ダウンロード形式 |ものであっても、カラオケ映像、およびミュージックビデオを配信する |① 楽曲データ 場合についても、これと同様とします。

8.1.1.1. ダウンロード形式

|インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウ |スト回数に以下の額を乗じた額とします。 ンロード配信サービスによって、これを購入ないしリクエストした受信 |者にダウンロード配信する場合の月額使用料は、著作物1曲につ き、当該配信につき情報料がある場合には当該著作物の月間の購 入回数に、当該配信につき情報料がない場合には当該著作物の月 間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を乗じた額とします。

(1) 通常の利用形態の場合

情報料あり ① 1曲1購入当たりの情報料の8% ② 8円 のいずれか多い額	
情報料なし	1曲1リクエスト当たり8円

(2) 着信音再生専用データの場合

情報料あり	① 1 曲 1 購入当たりの情報料の 7.5%② 5 円のいずれか多い額	
情報料なし	1曲1リクエスト当たり5円	

第7条(インタラクティブ配信に関する利用許諾)

│1. インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式 │第9条 インタラクティブ配信において著作物を利用する場合の使用 によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。ま |た、委託者の同意があるときは、利用許諾契約において上記使用料|を加算した額とする。 率を下回る料率を定めることができるものとします。

利用形態	情報料あり	情報料なし
通常	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%ま たは7円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり7円50銭
着信音再生専用データ (再生時間 45 秒以 内)	1曲1リクエスト当たりの情報料の7.5%ま たは5円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円

② 音声番組

音声番組をリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、1音 声番組につき、当該音声番組の月間のリクエスト回数に以下の額を 乗じた額とします。ただし、1音声番組において、同一の著作物を複 数回利用する場合、各利用につき1著作物と算定します。

情報料あり	情報料なし
1音声番組1リクエスト当たりの情報料の7.5%も	1音声番組1リクエスト当たり7円50銭また
しくは7円50銭、または3円75銭に1音声番組	は3円75銭に1音声番組中におけるイーライ
中におけるイーライセンスの管理する著作物数を	センスの管理する著作物数を乗じた額のいず
乗じた額のいずれか多い額	れか多い額

(インタラクティブ配信における使用料)

料は、第2項から第5項の定めにより算出した金額に、消費税相当額

- 2 包括的な利用許諾契約に基づいて著作物を利用する場合(音楽 のみの利用、音楽に映像・視覚的データを伴なうもの含む)は以下 の定めによるものとする。
- (1) ダウンロード形式による配信利用の場合の使用料単価は以下 インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウ の通りとし、使用料単価に当該著作物のダウンロード配信の回数を ンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウン|乗じて算出する額を使用料とする。但し、以下の条件に基づき算出 ロード配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエした月額使用料が1,000円を下回る場合の月額使用料は1,000円と する。
 - a: 著作物1曲の1回のダウンロード配信を一の販売単位として価格 設定がなされている場合。
 - b: 複数の著作物の1回のダウンロード配信を一の販売単位として価 DRMの有無や有期限ダウンロードな 格設定がなされている場合。

c: 著作物のダウンロード配信について価格設定のなされていない 場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされて いるが当該期間中ダウンロードできる著作物の曲数に制限がない等 サービス開始時において著作物1曲の1回のダウンロード配信の税 抜価格を計算することができない場合。

	著作権保護技術の 設定条件	秒数制限		使用料単価
	著作物の転送不可】 (※1)		а	販売単価(税抜)の7.5%もしくは7.5円のいずれか多 い額。
0	著作物の複製不可 日数制限:30 日間を超え る制限、又は無し	44.1	ь	著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含 まれる全著作物の数で除した額の7.5%もしくは7.5円 のいずれか多い額。
	2		c	著作物1曲1回の配信あたり7.5円。
			8	販売単価(税抜)の6%もしくは5円のいずれか多い額。
著作物の転送不可 (※1) 著作物の複製不可 日敷制限:30 日間を超え	45 秒以内 の断片的 使用	ь	著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含 まれる全著作物の数で除した額の6%もしくは5円のい ずれか多い額。	
	る制限、又は無し	55000	c	著作物1曲1回の配信あたり5円。
			8	販売単価(税抜)の5%もしくは5円のいずれか多い額。
著作物の転送不可 (※2) 著作物の複製不可 日敷制限:30日間以内	無し	ь	著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の5%もしくは5円のいずれか多い額。	
	(新3)		С	著作物1曲1回の配信あたり5円。
			a	販売単価(税抜)の4%もしくは4円のいずれか多い額。
4	著作物の転送不可 著作物の複製不可 日敷制限:7 日間以内	無し	b	著作物1曲につき、販売単価(税扱)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の4%もしくは4円のいずれか多い額。
	(※3)		С	著作物1曲1回の配信あたり4円。
	*****		a	販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。
著作物の転送10回まで可 著作物の複製10回まで可 日敷制限:無し (※5)	無し	ь	著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。	
	(980)		С	著作物 1 曲 1 回の配信あたり 9 円。
6	著作物の転送可 著作物の複製可 無し 日数制限:無し		8	販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。
		無し	ь	著作物1曲につき、販売単価(税抜)を販売単位に含 まれる全著作物の数で除した額の9%もしくは9円のい ずれか多い額。
			c	著作物1曲1回の配信あたり20円。

|※1: 著作物の転送及び/又は複製可であっても、受信者の環境に おけるデータファイルのバックアップ目的の転送であって、転送先の デバイスでの再生の際に、受信者を特定できる方法で再生を可能に する場合は本設定条件とみなす。

- ※2: 著作物の転送及び/又は複製可であっても、転送・複製後の データも含めて総再生日数が30日以内であるとの制限が設定され ている場合は本設定条件とみなす。
- ※3: 受信者の再生環境において容易に利用制限を解くことが出来 る方式による配信の場合は本項適用外とする。
- ※4: 著作物の転送及び/又は複製可であっても、転送・複製後の データも含めて総再生日数が7日以内であるとの制限が設定されて いる場合は本設定条件とみなす。
- ※5: 本設定条件以外の著作権保護技術の設定条件が付されてい る場合は本項(1)⑥を適用する。
- ※6: 本設定条件において、委託者の同意がある場合については本 項cの「20円」を「9円」に読み替えるものとする。

どの設定をなくし、簡素化した

8.1.1.2. ストリーム形式

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、スト リーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリー「インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、スト |ム配信する場合の月額使用料は、1サービスあたり、下表のとおりと |リーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリー します。

使用実績 報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の 3.5% に、著作物利用比率を乗じた額	5,000 円に、著作物利用比率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の 3.5%	_

なお、インタラクティブ配信システムにアップロードされる著作物が、 音楽の提供を主たる目的としない著作物である場合、月額使用料 は、1サービスあたり、下表のとおりとします。

使用実績 報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の2.625% に、著作物利用比率を乗じた額	5,000 円に、著作物利用比率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の2.625%	_

1(2) ストリーム形式

① 楽曲データ

ム配信する場合、月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりと します。なお、下記各表により算出した月額使用料が1,000円を下回 る場合、月額使用料は、1,000円とします。ただし、情報料及び広告 料等の収入がない場合には適用しないものとします。

利用形態。	使用実績。 報告の有無。	情報科または広告科等の。 収入あり。	情報料及び広告科等の。 収入なし。
通常,	გ ს "	1サービス当たり、月間の情報料及び広 告科等の収入に3.5%を乗じた領に著 作物の使用実験記録で証されるリクエ スト回数をイーライセンス以外の者が 管理する著作物を含む全等作物のリク エスト回数で除して待られる割合を乗 した額。	1サービス当たり、1,000円に、第作物の使用実践記録で証されるリクコスト回数を、イーライセンス以外の 着が管理する著作物を含む全著作物 のリクエスト回数で除して待られる割合を乗じた額。
	なし。	1サービス当たり、月間の情報料及び広告料等の収入に3.5%を乗じた額。	1サービス当たり、1,000円。
ストリーム配信 される音楽以外 の著作物におい て、音楽著作物が 利用されている 場合、	ක ව _්	1サービス当たり、月間の情報科及び広告科等の収入に2.625%を乗じた側に 著作物の使用実験記録で証されるリク エスト回数をイーライセンス以外の者 が管理する等作物を含む全等作物のリ クエスト回数で除して得られる割合を 乗じた側。	1サービス当たり、750円に、著作す の使用実践記録で証されるリウエス ト回数を、イーライセンス以外の考 が管理する著作物を含む全等作物の リクエスト回数で除して得られる自 合を乗じた額。
	なし、	1サービス当たり、月間の情報料及び広告料等の収入に2.625%を乗じた額。	1サービス当たり、750円。

(2) 一の番組のストリーミング形式による配信利用の場合の使用料 は以下の通りとする。

番組の収入の 有無		著作物ストリーミング 配信の回数を証する使 用実績ログ	使用料	
0	有り	有り	当該番組で得られる収入金額の3.5%に、著作物の使用実績ログで証される配信回数を、JRC 以外の者が管理する著作物を含む全著作物の配信回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし、最低使用料は月額1,000円とする。ただし⑤の場合を除く。	
2	有り	無し	当該番組で得られる収入金額の3.5%、もしくは1ヶ月あたり 5,000円のいずれか多い額。ただし⑤の場合を除く。	
89	無し	有り	年額5万円もしくは月額5,000円に、著作物の使用実績ログ で証される配信回数を、JRC 以外の者が管理する著作物を含む全著作物の配信回数で除して得られる割合を乗じた額。ただし⑤の場合を除く。	
(£)	無し	無し	年額5万円もしくは月額5,000円。ただし⑤の場合を除く。	

提供される著作物が、 「音楽の提供を主たる目的とする」 か「音楽の提供を主たる目的としな い」かに分類

8.1.1.3. リングバックトーン

て登録される著作物の月間の登録設定回数に、下表に定める金額 を乗じた額とします。

情報料あり	① 1曲1設定当たりの情報料の5%② 3円のいずれか多い額
情報料なし	1曲1設定当たり3円

② リングバックトーン

|リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとし |リングバックトーンの月額使用料については、リングバックトーンとし | て登録される著作物の月間の登録設定回数に、1曲1設定当たりの 情報料の4.5%または2円50銭のいずれか多い額を乗じた額としま

- ⑤ リングバックトーンによる配信利用の場合の使用料は以下の通 りとし、使用料単価に当該著作物のリングバックトーンの設定登録回 数を乗じて算出する額を使用料とする。但し、以下の条件に基づき 算出した月額使用料が1,000円を下回る場合の月額使用料は1,000 円とする。
- a: 著作物1曲の1回のリングバックトーン設定登録を一の販売単位 として価格設定がなされている場合。
- b: 複数の著作物の1回のリングバックトーン設定登録を一の販売単 位として価格設定がなされている場合、または一定の期間を一の販 売単位として価格設定がなされており、当該期間中にリングバック トーン設定登録が行える著作物の曲数に制限がある場合。
- c: 著作物のリングバックトーン設定登録について価格設定のなされ ていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格設定は なされているが当該期間中リングバックトーン設定登録できる著作 物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲の1回 のリングバックトーン設定登録の税抜価格を計算することができない 場合。

		使用料単価	
i)	8	販売単価 (税抜) の 4.5%もしくは 4.5 円のいずれか多い額。	
ii)	b	著作物 1 曲につき、販売単価 (税抜) を販売単位に含まれる全著作物の数で除した額の 4.5%もしくは4.5 円のいずれか多い額。	
iii)	c	c 著作物1曲1回の設定登録あたり4.5円。	

8.1.1.4. サブスクリプション形式

音楽についてサブスクリプション形式の配信を行う場合の月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。

(1) 通常の利用形態の場合

情報料または広告料等の 収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の8%に、著作物利用比率を乗じた額 ② 60円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額 のいずれか多い額
情報料および広告料等の 収入なし	60円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額

ただし、契約促進を目的としてサービスの加入者に対して提供される1か月以内の無料期間については、使用料の評価対象から除外するものとします。また、利用方法に何らかの制限があるサービスについては、8.1.1.4.(1)に定める料率または額の範囲内で、利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。

(2)(1)を超える無料期間(6か月以内)や機能を提供するサービス

情報料または広告料等の 収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の 12.5%に、著作物利用比率を乗じた額 ② 95 円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額 のいずれか多い額
情報料および広告料等の 収入なし	95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額

ただし、サービス内容に鑑みて、8.1.1.4.(2)に定める料率または額を 適用することが相当でない場合は、当該料率または額の範囲内で、 利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。

8.1.2. ゲーム配信

8.1.2.1. 一般ゲーム(特定ゲーム以外のゲーム)の配信 インタラクティブ配信システムに一般ゲームをアップロードした者が、 その形式を問わず、配信サービスによって、これをリクエストした受 信者に配信する場合の使用料の額は、委託者が定めるものとしま す。

8.1.2.2. 特定ゲーム用音楽データの配信

(1) ダウンロード形式

特定ゲームに用いる音楽データ(以下「特定ゲーム用音楽データ」といいます。)をダウンロード形式で配信する場合の月額使用料は、当該配信につき情報料または広告料等収入がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、情報料または広告料等収入がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を乗じた額とします。

情報料または広告料等収入あり	① 1曲1購入当たりの情報料および広告料等収入の 6.2% ② 6.2 円 のいずれか多い額
情報料および広告料等収入なし	1曲1リクエスト当たり 6.2円

(2) ストリーム形式

特定ゲーム用音楽データをストリーム形式で配信する場合の月額使 委託者が定めるものとします。 用料は、1サービスあたり、下表のとおりとします。

使用実績 報告の有無	情報料または広告料等収入あり	情報料および広告料等収入なし
あり	月間の情報料および広告料等収入の2.625% に、著作物利用比率を乗じた額	5,000円に、著作物利用比率を乗じた額
なし	月間の情報料および広告料等収入の2.625%	_

1(1)③ サブスクリプション

サブスクリプションの月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりの通りとする。但し、以下の条件に基づき算出した月額使用料がとします。 1,000円を下回る場合の月額使用料は1,000円とする。

利用形態。	使用実績。	情報科または広告科等の。	情報料及び広告料等の。
	報告の有無。	収入あり、	収入なし、
		月間の情報科及び広告科等収入の7.8%	56円に月間の総加入者数を乗じた額に、
		または78円に月間の総加入者数を乗じた	著作物の使用実績記録で証されるイー
		額のいずれか多い額に、著作物の使用実	ライセンスの管理する著作物のリクエ
	あり、	綾記録で証されるイーライセンスの管理	スト回数をイーライセンス以外の者が
	Ø 9.1	する著作物のリクエスト回数をイーライ	管理する著作物を含む全著作物のリク
通常。		センス以外の者が管理する著作物を含む	エスト回数で除して得られる割合を乗
		全著作物のリクエスト回数で除して得ら	じた額。
		れる割合を乗じた額。	
	なし。	月間の情報料及び広告料等収入の7.8%	56円に月間の総加入者数を乗じた額。
		または78円に月間の総加入者数を乗じた	
		額のいずれか多い額。	
		月間の情報料及び広告料等収入の7.8%	31円20銭に月間の総加入者数を乗じた
		または31円20銭に月間の総加入者数を乗	額に、著作物の使用実験記録で証される
	あ り。	じた額のいずれか多い額に、著作物の使	イーライセンスの管理する著作物のリ
		用実績記録で証されるイーライセンスの	クエスト回数をイーライセンス以外の
排带電話用。		管理する著作物のリクエスト回数をイー	者が管理する著作物を含む全著作物の
再生専用		ライセンス以外の者が管理する著作物を	リクエスト回数で除して得られる割合
データ、		含む全著作物のリクエスト回数で除して	を乗じた額。
		得られる割合を乗じた額。	
		月間の情報料及び広告料等収入の7.8%	22円40銭に月間の総加入者数を乗じた
	なし、	または31円20銭に月間の総加入者数を乗	額.,
		じた額のいずれか多い額。	

(3) サブスクリプション形式による配信利用の場合の使用料は以下の通りとする。但し、以下の条件に基づき算出した月額使用料が1,000円を下回る場合の月額使用料は1,000円とする。
① ダウンロード配信にストリーミング配信も含めたパッケージ型サブスクリプション形式による配信利用であって、著作物のダウンロード配信回数、ストリーミング配信回数、受信者のコンピュータやポータブルデバイス等における再生回数の月毎の実績ログを提出できる場合の使用料は、以下の方法によって導き出される「当該サービス構成比」を、月毎の総会費収入に12.5%を乗じた額に乗じて得られる金額、もしくは「当該サービス構成比」を125円に会員数を乗じた額に乗じて得られる金額のいずれか多い額とする。ただし、受信者が当該サービスの利用資格を有している期間の制限を越えて利用する場合のダウンロードにかかる使用料は、本条第2項(1)を適用するものとする。

(ア) ダウンロード配信回数実績1回を1点。

- (イ)ストリーミング配信回数実績1回を1点。
- (ウ) 受信者のコンピュータやポータブルデバイス等における再生回数実績1回を1点。

著作物にかかる(ア)+(イ)+(ウ)JRC以外の者が管理する著作物も含めた当該サービス構成比全著作物にかかる(ア)+(イ)+(ウ)

② ①に定めるサービスのうち、携帯電話向けに提供される配信利用の場合は、「12.5%」を「8%」、「125円」を「32円」と読み替えることとする。

③ ①、②に定める形式以外のサブスクリプション形式により著作物を利用する場合は、その利用目的、利用様態、その他の事情を考慮して、利用者及び委託者と協議の上、使用料を定めるものとする。

現状のサービスに適した規定を新たに設定

④ 特定ゲーム用音楽データ配信

ゲームソフトと音楽著作物がそれぞれ独立し、ゲームを行う際に、任意に音楽データを用いる特定のゲーム(多曲利用を前提としたいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないものをいい、以下「特定ゲーム」といいます。なお、業務用ゲーム機によるゲームを除きます。)に用いる音楽データ(以下「特定ゲーム用音楽データ」といいます。)をダウンロード配信する場合、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。

情報料あり。	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.9%または5円90銭のし
旧教社のフェ	ずれか多し額。
情報料がなく広告科等の収入あり。	1曲1リクエスト当たり5円。
情報料及び広告料等の収入なし。	1曲1リクエスト当たり4円30銭。

なお、特定ゲーム用音楽データをストリーム配信する場合、本項(2) ①を適用します。また、特定ゲーム以外のゲームソフトを配信する場合において音楽著作物が利用されている場合、その使用料の額は、 季託者が定めるものとします。 ー般ゲームは非一任規定、特定 ゲームは一任規定とし、条件面の見 直しを行った

新設

(3) サブスクリプション形式 ただし、受信者が、特定ゲーム用音楽データを受信後、そのゲーム に係るサービスへの契約期間に限り受信した特定ゲーム用音楽 特定ゲーム用音楽データをサブスクリプション形式で配信する場合 の月額使用料は、著作物1曲1利用者あたり、月間の情報料の データを利用でき、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送 0.62%または0.62円のいずれか多い額とします。 複製ができないものであって、かつ、当該サービスに係る契約の解 約後、当該特定ゲーム用音楽データの利用が不可能となるサービ スの場合の月額使用料は、著作物1曲につき、以下のとおりとしま す。なお、以下の表において、利用者とは、その月のいずれかの時 新設 点において、当該サービスに係る契約を締結している状態にあり、 かつ、当該著作物をダウンロードしている状態にある者をいいます。 1曲1利用者あたり、月間の情報料の0.5%または0.5円のいずれか多い額。 8.1.3. コマーシャル配信 |2. (13) 第1項(1)及び(2)の定めにかかわらず、コマーシャル送信用 ||5 インタラクティブ配信における使用料の特則は、以下のとおりとす |広告目的で行う複製に関する利用許諾を得たコマーシャルを再生可|録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式またはダウンロード|る。 |形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うとき |(5) コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルのストリーミ 能な期間に制限のあるダウンロード形式またはストリーム形式によ り配信する場合の月額使用料は、1曲1CMコンテンツ1,000リクエスト の月額使用料は、著作物の利用の目的及びその他の事情に応じて ング配信または再生期限/回数つきのダウンロード配信における使 回数ごとに50円を加算して得た額、または5,000円のいずれか多い 用料については、本条の定めに関わらず、利用者及び委託者と協 利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができ 利用状況を鑑み、一任規定に変更 |額とします。 るものとします。 |議の上、別途定めることとする。 なお、同一のCMコンテンツを継続反復して配信する場合は、その使 用料を減額することができるものとします。 3 包括的な利用許諾契約に基づいて著作物の視覚的データを利 8.1.4. 歌詞または楽曲の、文字・楽譜等による可視的な配信 ⑤ 歌詞・楽譜等の可視的利用の場合 歌詞または楽譜(以下「歌詞等」といいます。)等の検索サービス、販 |ダウンロード形式または、データを受信側のプリンターで印刷するこ |用する場合は以下の定めによるものとする。 売サービスなど、歌詞等を電子的に配信する利用形態についての とが可能なストリーム形式の場合、著作物1曲につき、当該著作物の 使用料は、以下のとおりとします。 月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とします。 (1) 著作物の視覚的データのダウンロード形式による配信利用の場 合は以下の通りとし、使用料単価に当該著作物のダウンロード配信 (1) ダウンロード形式 の回数を乗じて算出する額を使用料とする。但し、以下の条件に基 インタラクティブ配信システムに歌詞等の著作物をアップロードした づき算出した月額使用料が1,000円を下回る場合の月額使用料は 情報料あり 情報料なし 者が、ダウンロード形式によって、これをリクエストした受信者に配信 1,000円とする。 1曲1リクエスト当たりの情報料の する場合の月額使用料は、著作物1曲につき、当該配信につき情報 1 曲 1 リクエスト当たり 7.5 円 10%または10円のいずれか多い額 料がある場合には当該著作物の月間の購入回数に、当該配信につ a: 著作物1曲の視覚的データの1回のダウンロード配信を一の販売 き情報料がない場合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、そ 単位として価格設定がなされている場合。 れぞれ以下の額を乗じた額とします。 b: 複数の著作物の視覚的データの1回のダウンロード配信を一の 販売単位として価格設定がなされている場合。 ① 1 曲 1 購入当たりの情報料の 10% c: 著作物の視覚的データのダウンロード配信について価格設定の 情報料あり ② 10円 なされていない場合、または一定の期間を一の販売単位として価格 のいずれか多い額 設定はなされているが当該期間中ダウンロードできる著作物の視覚 情報料なし 1 曲 1 リクエスト当たり 7.5 円 的データの曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲 の視覚的データの1回のダウンロード配信の税抜価格を計算するこ ただし、インタラクティブ配信システムにアップロードされる著作物 とができない場合。 が、外国の著作物である場合の月額使用料は、当該外国の著作物 に限り、著作物1曲につき、当該配信につき情報料がある場合には 当該著作物の月間の購入回数に、当該配信につき情報料がない場 使用料単価 今後海外作品の管理が増加するこ 合には当該著作物の月間のリクエスト回数に、それぞれ以下の額を a 販売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。 とを見越して、新たに設定 乗じた額とします。 著作物1曲の視覚的データにつき、販売単価(税抜)を販売単位に含まれる全著作物の数で解 ① 1曲1購入当たりの情報料の20% した額の9%もしくは9円のいずれか多い額。 情報料あり ② 歌詞、楽曲それぞれ 20 円

情報料なし

1曲1リクエスト当たり歌詞、楽曲それぞれ20円

c 著作物1曲1回の視覚的データの配信あたり9円

	使用种规性 利伯列照衣		
		(2) オンライン表示形式による視覚的データの利用の場合は通りとする。但し、以下の条件に基づき算出した月額使用料が円を下回る場合の月額使用料は1,000円とする。 ① 視覚的データの印刷もしくは複製が可能な場合は以下の促単価に使用実績ログによって証される当該著作物1曲の視覚タの表示回数を乗じて算出する額を使用料とする。 a: 著作物1曲1回の視覚的データのオンライン表示に販売単行る場合。 b: 複数の著作物の1回の視覚的データのオンライン表示に販売単行る場合。 c: 著作物の視覚的データのオンライン表示について価格設定されていない場合、または一定の期間を一の販売単位として定はなされているが当該期間中オンライン表示できる著作物的データの曲数に制限がない等サービス開始時において著作の視覚的データの1回のオンライン表示の税抜価格を計算すができない場合。 (使用料単価 「使用料単価 「展売単価(税抜)の9%もしくは9円のいずれか多い額。 「大田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	*1,000 東用料 的 が あ
者が、データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式によって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。	1(2)③ 歌詞・楽譜等可視的利用の場合 データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合は、当分の間本項(2)①の規定を適用するものとします。	② 視覚的データを印刷もしくは複製できない技術を付しているの使用料は以下の通りとする。 で	3場合
報告の有無 情報料または広告料等収入なし あり 月間の情報料および広告料等収入の 3.5%に、 著作物利用比率を乗じた額 5,000 円に、著作物利用比率を乗じた額 なし 月間の情報料および広告科等収入の 3.5% —		 (i) 有り 当該サービスで得られる収入金額の3.5%に、著作物の使用がで証される表示回数を、全著作物(JRC 以外の者が管理作物含む)の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。 1ヶ月の最低使用料は1,000円とする。 (ii) 有り 無し 当該番組で得られる収入金額の3.5%、もしくは1ヶ月5,000円のいずれか多い額。 (iii) 無し 有り される表示回数を、JRC 以外の者が管理する著作物を含む物の表示回数で除して得られる割合を乗じた額。 (iv) 無し 無し 年額5万円もしくは月額5,000円。 	型する著 ただし、 」あたり 1グで証

(3) サブスクリプション形式

インタラクティブ配信システムに歌詞等の著作物をアップロードした 者が、サブスクリプション形式によって歌詞等の配信を行う場合の月 額使用料は、1サービスあたり、以下のとおりとします。

① 通常の利用形態の場合

情報料または広告料等の 収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の 10%に、著作物利用比率を乗じた額 ② 75円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額 のいずれか多い額	
情報料および広告料等の 収入なし	75円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額	

ただし、契約促進を目的としてサービスの加入者に対して提供され る1か月以内の無料期間については、使用料の評価対象から除外 するものとします。また、利用方法に何らかの制限があるサービスに ついては、8.1.4.(3)①に定める料率または額の範囲内で、利用者と 協議の上、その使用料を決定するものとします。

② ①を超える無料期間(6か月以内)や機能を提供するサービス

情報料または広告料等の 収入あり	① 月間の情報料および広告料等収入の 12.5%に、著作物利用比率を乗じた額 ② 95 円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額 のいずれか多い額	
情報料および広告料等の 収入なし	95円に総加入者数を乗じた額に、著作物利用比率を乗じた額	

ただし、サービス内容に鑑みて、8.1.4.(3)②に定める料率または額を 適用することが相当でない場合は、当該料率または額の範囲内で、 利用者と協議の上、その使用料を決定するものとします。

ては、さらに以下の事項を定めるものとします。

をいいます。

|8.2.2.「ダウンロード形式」とは、著作物の全てまたは一部を、受信先|信者が支払わなければならない料金をいいます。 の記憶装置に複製して利用させる配信の形式をいいます。

記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいいます。

|8.2.4.「CMコンテンツ」とは、コマーシャルの利用において、分割して 受信することが不可能な形式により1リクエスト当たりに送信される 単位をいいます。

8.2.5. 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コン |テンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常 |受信者が支払わなければならない料金(ポイントその他の仮想通貨 |います。 8.2.6. 「広告料等収入」とは、インタラクティブ配信を行うに当たり情 |報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名| 義をもってするかを問いません。

めの総再生時間が1曲あたり45秒以内の着信音再生専用データで あって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないも のをいいます。

8.2.8. 「特定ゲーム」とは、多曲利用を前提としたいわゆる音楽ゲー |ムで、ユーザーがプレイするごとに任意に楽曲を選択、差し替えて 用ゲーム機によるゲームを除きます。

新設

は、さらに以下の事項を定めるものとします。 |8.2.1.「管理著作物」とは、NexToneがその著作権を管理する著作物 |(1)「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテ ンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受

|(2)「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のため |受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物の |8.2.3.「ストリーム形式」とは、著作物の全てまたは一部を、受信先の|の着信音再生専用データであって、受信した電話機から他の機器へ|データの全てまたは一部を複製して著作物をオフラインで再生、表 の転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内(た 示することを目的とした利用の形式。この形式による配信を「ダウン |だし、本規定に別段の定めがある場合を除きます。)のものをいいま |ロード配信」とする。 け。

(3)「音声番組」とは、楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない |音声を伴う番組(映像を伴うものを除きます。)で、分割して受信する |可能時間の制限。 ことが不可能な形式により1リクエスト当たりに送信させる単位をい

による支払い等、その料金の支払方法を問いません。)をいいます。 (4) 「サブスクリプション」とは、一定の期間を販売単位として情報料 が定められ、利用者が当該期間においてダウンロードできる著作物 の曲数に制限がないサービスであり、かつ、受信先の記憶装置から 他の記憶装置への転送、複製ができないもので、受信先の記憶装 |8.2.7.「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のた |置(ただし書き適用の場合、転送・複製先の記憶装置を含みます。) |において、利用者による当該サービスに係る契約の解約後、当該著 |著作物の一の利用方法にてストリーミング配信サービスとして提供 |作物の視聴が不可能となる利用形態をいいます。ただし、受信先の |される単位。 記憶装置から他の記憶装置への転送または複製が可能な場合で あっても、転送・複製先の記憶装置での再生の際に、当該利用者に よる再生のみを可能にする場合、受信先の記憶装置と転送先の記 |も、ゲームそのものの目的が変わらないものをいいます。なお、業務||憶装置とが一対一の関係にて紐付いている場合、または、一つの著 作物について、受信先の記憶装置から最大5台までの複製先の記 憶装置のみへの複製を可能とし、かつこれを超える複製、再複製、 転送を不可能とする技術的制限が課されている場合、受信先の記 憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものとの要件 を充足するものとみなします。

第2項から第5項の定めにより算出した金額に、消費税相当額を加 |算した額とする。なお、本条における用語の解釈は次の定義に従う ものとする。

新設

(1) ダウンロード形式

(2) 秒数制限

|著作物データの利用に設けられている一回の再生における総再生

(3) 日数制限

著作物データの利用に設けられている再生可能日数の制限。 (4) ストリーミング形式

受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物の データを複製する意図を持たずオンラインで再生することを目的とし た利用の形式。この形式による配信を「ストリーミング配信」とする。 (5) 番組

(6) 収入

|情報料収入、広告収入、会費収入等番組に係わる一切の収入。

定義をまとめて表記

|現状に適した定義へ見直しを行った

リーム形式にかかわらず、サービス登録会員を対象とした聴き放題 (見放題)サービス、またはそれに準じたサービスにより、サービス登録期間中に限り、コンテンツを受信者に選択させる方法等により利用させる形式をいいます。ただし、ラジオ型配信(一斉送信型)を除きます。 8.2.10.「サービス」とは、楽曲等の著作物をユーザーに対して提供するウェブサイト、アプリケーション等であって、単独のサービスとして一般に認識される単位をいいます。 8.2.11.「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいいます。 8.2.12.「使用実績記録」とは、管理著作物およびそのリクエスト回数、NexToneが管理する以外の著作物を含む全著作物のリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいいます。 8.2.13.「著作物利用比率」とは、著作物の使用実績記録で証されるNexToneが管理する著作物のリクエスト回数を、NexToneが管理する当たいます。 8.2.14.「リングバックトーン」とは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であっ	(6)「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいいます。 (7)「携帯電話用再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいい、着信音再生専用データを含みます。 (8)「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいいます。 (9)「使用実績記録」とは、イーライセンスの管理する著作物及びそのリクエスト回数、イーライセンスの管理する著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績の記録をいいます。 (10)「リングバックトーン」とは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内のものをいいます。	携帯電話、固定電話等の端末において、発呼者である受信者に対し、回線交換作業が終了し、被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音として、著作物をストリーミング配信すること。 (8) サブスクリプション 一定の期間を一の販売単位として価格設定はなされているが、当該期間中ダウンロードできる著作物の曲数に制限がない等サービス開始時において著作物1曲1回の配信の税抜価格を計算することができない場合のうち、ダウンロード配信された著作物を再生できる期間が、受信者が当該サービスの月額もしくは年額会費等を支払うことによって利用資格を有している期間に制限されている場合。 (9) 視覚的データ楽譜もしくは歌詞のテキストデータ、もしくはそのPDF形式のデータ等、楽譜・歌詞を視覚的に確認できるデータ。 (10) オンライン表示形式受信者のコンピュータ、携帯電話その他の受信装置に著作物の視覚的データを複製する意図を持たず視覚的データを全てまたは一部をウェブブラウザ等にてオンラインで表示することを目的とした利用の形式。	定義をまとめて表記現状に適した定義へ見直しを行った
		4 インタラクティブ配信において包括的ではない利用許諾契約に基づいて著作物を利用する場合の使用料は、配信の形式を問わず、著作物1曲1配信につき利用者が得る情報料の20%、または20円のいずれか多い額に配信の回数を乗じて算出する額以内において、当該利用状況を斟酌して定める。	利用実態がない為、削除
入を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該 試聴データの総再生時間が1曲当たり45秒以内であることを条件 に、使用料を免除することができるものとします。 (1) レコード等の製作または販売事業者が、当該レコード等の販売	① レコード等の製作または販売事業者が、当該レコード等の販売促進のために、自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合 ② 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合 ③ 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で、当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合	る。 (1) 委託者の同意のもとにあるインタラクティブ配信サイトならびにサービスにおいて、特定の著作物を無料でインタラクティブ配信する場合には、原則として当該委託者からの届け出により当該使用料を免除することができる。 (2) 以下のいずれかに該当する無料試聴を行う場合、原則として当該使用料を免除する。 ① 委託者自らが支配または運営するウェブサイトにおける試聴。 ② 著作物が適法に収録されたレコードを製作または販売する者、ま	

第 9 条 (映画録音に関する利用許諾) 映画録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるもの とします。	第8条(映画録音に関する利用許諾) 映画録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるもの とします。	(映画録音等における使用料) 第7条 映画録音等により著作物を利用する場合の使用料は、委託者が定めることとする。	内容に変更なし
第 10 条 (広告目的で行う複製に関する利用許諾) 広告目的で行う複製に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が 定めるものとします。	第 9 条 (コマーシャル送信用録音に関する利用許諾) コマーシャル送信用録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託 者が定めるものとします。	(コマーシャル送信用録音等における使用料) 第8条 コマーシャル送信用録音等により著作物を利用する場合の 使用料は、委託者が定めることとする。	コマーシャル送信用録音から広告目 的で行う複製に名称変更 許諾範囲も広告目的利用全般に拡 大
	第 10 条 (放送に関する利用許諾) 1. 放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める年間の包括利用許諾契約における使用料額、または、1曲1回の利用につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) 全国放送について	(放送等における使用料) 第10条 放送及び当該放送用の録音(以下「放送等」という。)に著作物を利用する場合(コマーシャル送信用録音を除く。)の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。	
利用時間使用料額	利用時間 使用料額		
5 分まで 60,000 円	5 分まで 60,000 円		
5 分までを超えるごと 60,000 円	5 分までを超えるごと 60,000 円		イーライセンス事業本部規定から変 更なし
とができるものとします。 2. 日本放送協会が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約 を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業 収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とし ます。	放送される地域の受信世帯数を勘案し、(1)の使用料額を減額することができるものとします。 2. 日本放送協会が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。 3. 地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送について、年間の		
包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。この場合、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の1年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の合算額と同じ額になる場合に限り、当該団体が定めた額を各構成員が支払うべき1年間の使用料額とすることができるものとします。ただし、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっては、本項第一文の規定は適用しないものとし、当該放送事業者と協議の上、その放送事業収入相当額を算出するものとします。なお、コミュニティ放送局の使用料については、本項	包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年度における放送事業収入に1.5%以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。この場合、一般放送事業者をもって構成され、かつ、各構成員の1年間の使用料額を包括的に決定することについて構成員の委任を受けている団体がある場合には、当該団体が定めた各構成員の使用料額の総額が、本項第一文の規定を適用	地上波放送を行う一般放送事業者が行う放送等について、年間の 包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、当該年度の前年 度における放送事業収入に1.5%を乗じて得た額に、利用割合を乗 じて得た額とする。	イーライセンス事業本部規定から変 更なし

4. 衛星放送を行う一般放送事業者(受託放送事業者を除きます。) 4. 衛星放送を行う一般放送事業者(受託放送事業者を除きます。) |が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合 |が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合 |衛星放送を行う一般放送事業者(受託放送事業者を除く。)が行う放 の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度の使用料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度と等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の使用 におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表①②③の使用料率|におけるそのチャンネルの放送事業収入に下表①②③の使用料率|料は、当該衛星放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度におけ |以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、|以内で利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、|るそのチャンネルの放送事業収入に下表(1)の使用料率を乗じて得 当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない | 当該放送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない 場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する│場合は、全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する│送事業者がチャンネルごとの放送事業収入を計上できない場合は、 区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とします。ま 区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額とします。ま |た、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないとき |た、当該年度の前年度における放送事業収入が1年に満たないとき |用料率を按分して算出した率を乗じて得た額に、利用割合を乗じて |は、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定しま|は、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定しま|得た額とする。なお、何れの場合においても、算出した額が下表(2) |す。いずれの場合においても、算出した額が下表④⑤⑥の使用料額|す。いずれの場合においても、算出した額が下表④⑤⑥の使用料額|の使用料額に利用割合を乗じた額を下回るときは、下表(2)の使用 を下回るときは、下表④⑤⑥の使用料額(当該放送事業者が複数 を下回るときは、下表④⑤⑥の使用料額(当該放送事業者が複数 の区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分しての区分のチャンネルを有する場合は、各区分の使用料額を按分して各区分の使用料額を按分して算出した額。)に、利用割合を乗じて 算出した額)を年額使用料とします。また、新設局の開局年度の使 | 算出した額)を年額使用料とします。また、新設局の開局年度の使 |用料は、下表④⑤⑥の使用料額を適用して算定するものとし、この ||用料は、下表④⑤⑥の使用料額を適用して算定するものとし、この| |場合において放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数 │場合において放送する期間が1年に満たないときは、放送する月数

9	区分	チャンネルの内容	使用料率
	1	主として音楽番組	2.25%
	2	総合編成	1.5%
	3	ニュース・スポーツ等 0.75%	
	区分	チャンネルの内容	使用料額
	4	主として音楽番組 5,000,000 円に利用者と協議の上定める 率を乗じて得た額	
	(5)	総合編成のチャンネル 3,000,000 円に利用者と協議の上定める 率を乗じて得た額	
	@	White	1,500,000 円に利用者と協議の上定める

を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考|を締結する場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考 慮して同学園と協議の上定めるものとします。

率を乗じて得た額

ニュース・スポーツ等

場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができるもの場合は、その使用料を利用者と協議の上減額することができるもの とします。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000 円	12,000 円
第2類	4,200 円	8,400 円
第3類	3,600 円	7,200 円
第4類	2,400 円	4,800 円
第5類	1,800 円	3,600 円
第6類	1,500 円	3,000 円

るインストゥルメンタル部分)に著作権がない場合またはその著作権 イセンスの管理外の場合、それぞれ1曲の使用料の6 / 12の額とし |がNexToneに管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料 |ます。 の6/12とします。なお、歌曲において歌詞がNexToneに管理委託さ れていない場合も同様とします。

8. 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、 放送の形態等により、本条の定めにより難い場合の取り扱いについ ては、第23条の規定を適用します。

|に応じて下表④⑤⑥の使用料額を減額することができるものとしま |に応じて下表④⑤⑥の使用料額を減額することができるものとしま

区分	チャンネルの内容	使用料額
1	主として音楽番組のチャンネル	2. 25%
2	総合編成のチャンネル	1.5%
3	ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%
① ナルコマウ水平40のエルンウェ	5,000,000円に利用者と協議の上	
4)	(生) 土として言案番組のテヤンイル	定める率を乗じて得た額
② 総合組成のチャンプル		3,000,000円に利用者と協議の上
(3)	高品種(XO) インイル	定める率を乗じて得た額
(C)	ー・ニフ・フザーツ笙のチェンラル	1,500,000円に利用者と協議の上
し、「ニュース・スホーノ等のテヤンイル		定める率を乗じて得た額
	1)	 主として音楽番組のチャンネル 総合編成のチャンネル ニュース・スポーツ等のチャンネル 主として音楽番組のチャンネル 総合編成のチャンネル

5. 放送大学学園が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約 |5. 放送大学学園が行う放送について、年間の包括的利用許諾契約 |4 放送大学学園 慮して同学園と協議の上定めるものとします。

|6. 第3項の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として|6. 第3項の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として |放送する場合(自己の放送のために、自己の手段によって制作した |放送する場合(自己の放送のために、自己の手段によって制作した | コマーシャルに著作物を利用する場合を除きます。)、当該放送にか コマーシャルに著作物を利用する場合を除きます。)、当該放送にか 年間の包括的利用許諾契約によらない場合の全国放送使用料は、著作物の かる使用料は第3項の規定により算定された年額使用料に含まれなかる使用料は第3項の規定により算定された年額使用料に含まれな利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用料額を上限とす いものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理 いものとし、その1曲1回あたりの使用料は、広告関係事業者の処理 る。 |するところにより、以下の使用料額を適用します。なお、一般放送事 |するところにより、以下の使用料額を適用します。なお、一般放送事 業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議の上定め「業者が属すべき類別については、当該放送事業者と協議の上定め るものとします。また、同一のコマーシャルを継続反復して放送する│るものとします。また、同一のコマーシャルを継続反復して放送する とします。

類別	ラジオコマーシャル	テレビコマーシャル
第1類	6,000円	12,000円
第2類	4, 200円	8, 400円
第3類	3,600円	7, 200円
第4類	2,400円	4,800円
第5類	1,800円	3,600円
第6類	1,500円	3,000円

|3 衛星放送を行う一般放送事業者

た額に、利用割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該放 |全チャンネルの放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使 |料額(当該放送事業者が複数の区分のチャンネルを有する場合は、 | 得た額を年額使用料とする。

イーライセンス事業本部規定から変 更なし

1)	区分	使用料率
	主として音楽番組のチャンネル	2.25%
	総合編成のチャンネル	1.5 %
	ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2)		
	区分	使用料額
	主として音楽番組のチャンネル	5,400,000 円
	総合編成のチャンネル	3,600,000 円
	ニュース・スポーツ等のチャンネル	1.800.000 円

放送大学学園が行う放送等について、年間の包括的利用許諾契約を締結する 場合の使用料は、著作物の利用目的、利用方法等を考慮して同学園と協議し

5 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

ラジオ	テレビ
16,000円	32,000円

(ア)同時に放送される地域が限定されているときは、使用料を減額する

(イ)1曲とは5分までとする。著作物の利用時間が5分を超える場合は、 上表の使用料額に、5分までを超えるごとに同額をそれぞれ加算する。 (ウ)著作物の15 秒以下の断片的利用の場合は、当該使用料を減額す ることができる。

6 放送等における使用料の特則は、以下のとおりとする。

- (1) 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4 月から翌年 3 月までとする。
- (2) 1 の規定の「放送事業収入」とは、経常事業収入から、契約収納費、受信 7. 第1項の規定を適用する場合で、歌詞を伴う楽曲(本項において 7. 第1項の規定を適用する場合で、歌曲において楽曲に著作権のな対策費、調査研究費等、未収受信料欠損償却費並びに著作権の保護及び管 「歌曲」といいます。)において、歌曲から歌詞を除いた部分(いわゆ い場合もしくはイーライセンスの管理外の場合、または歌詞がイーラ 理情報技術の開発・実施に係る経費に相当する額を控除して得た額(消費税 |額を含まないもの。)をいう。
 - (3) 2の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる 収入から、代理店手数料、著作権の保護及び管理情報技術の開発・実施に係 る経費に相当する額並びに他の放送事業者の収入を重複して計上したときは その重複計上分に相当する額を控除して得た額(消費税額を含まないもの。) をいう。

イーライセンス事業本部規定から変 更なし

(4) 3 の規定の「放送事業収入」とは、当該放送事業者の放送事業に関わる
収入から、代理店手数料、著作権の保護及び管理情報技術の開発・実施に係
る経費に相当する額並びに有料放送料の収納にかかる経費に相当する額を
控除して得た額(消費税額を含まないもの。)をいう。
(5) 2 の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料の算出にあたっ
ては、当該放送事業者と協議して、その放送事業収入相当額を算出するもの
とする。
(6) 2 の規定を適用する場合で、著作物をコマーシャル音楽として放送すると
き(自己の放送のために、自己の手段によって制作したコマーシャルに著作物
を利用する場合を除く。)は、当該放送に係る使用料は2の規定により算定さ
れた年額使用料に含まれないものとし、その1 曲1 回あたりの使用料は、広告 関係事業者の処理するところにより、下表の使用料額を適用する。
類別 ラジオコマーシャル テレビコマーシャル
第1類 6,000 円 12,000 円
第2類 4,200 円 8,400 円
第3類 3,600 円 7,200 円
第4類 2,400 円 4,800 円
第5類 1,800 円 3,600 円
第6類 1.500円 3.000円
7 17
(ア)一般放送事業者が属すべき類別については、当該放送事業者と
協議して定める。 (イ) 同一のコマーシャルを継続反復して放送する場合は、委託者と協
(イ)同一のコマーシャルを継続及復して放送する場合は、安託省と協 議の上、その使用料を減額することができる。
(ウ)同一の著作物を、複数の異なる商品若しくはサービスのコマー
シャルに利用する場合、委託者の届け出により当該使用料を減額
することができる。
(7) 2 の規定が適用される一般放送事業者のうち、コミュニティ放送局の使用
料は、2の規定の範囲内で、別途当該放送事業者と協議して定める。
(8) 3 の規定を適用する場合で、新設局の開局年度の使用料は、表(2)を適用
して算定する。この場合において、放送する期間が1年に満たないときは、放
送する月数に応じて、表(2)の使用料額を減額することができる。
(9) 3の規定を適用する場合で、当該年度の前年度における放送事業収入が1
年に満たないときは、年間の放送事業収入に換算した額により年額使用料を
算定する。
(10) 5 の規定を適用する場合で、次のいずれかに該当するときは、それぞれ1
曲の使用料の6 /12 の額とする。
(ア) 歌曲において楽曲に著作権のない場合又はJRCの管理外の場合。
(イ) 歌曲において歌詞がJRCの管理外の場合。
(11) 専ら音楽により編成された放送や新技術の活用による放送など、放送の
形態等により、本規定の定めにより難い場合の取り扱いについては、その利用
目的、利用様態、その他の事情を考慮して、利用者及び委託者と協議の上、使用はものはます。
用料を定めるものとする。

第 12 条 (有線放送に関する利用許諾)

- 1. 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額 1. 有線放送に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額 に、消費税相当額を加算した額とします。
- |2. 有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとしま
- (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率|度におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率 |を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額の合 |を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗じて得た額の合 | |計額とします。ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごと |計額とします。ただし、当該有線放送を行う事業者がチャンネルごと | の有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線 放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分 して算出した率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗 □して算出した率を乗じて得た額に、利用者と協議の上定める率を乗 じて得た額とします。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25 %
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75 %

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合 |著作物の利用方法ごとに1 曲1 回の利用につき、それぞれ下表の| 使用料額を適用します。

1曲1回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,500 円
利用時間 5 分までを超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,500 円

第 11 条 (有線放送に関する利用許諾)

- に、消費税相当額を加算した額とします。
- 2. 有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとしま
- (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

|年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年|年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年||有線ラジオ放送による有線放送等の使用料は次のとおりとする。 の有線放送事業収入を計上できない場合は、全チャンネルの有線 放送事業収入に、各チャンネルの該当する区分の使用料率を按分 じて得た額とします。

区 分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25 %
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75 %

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合 著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の 使用料額を適用します。

1曲1回の有線ラジオ放送につき	使用料額	
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円	
利用時間5分までを超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,500円	

(有線放送等における使用料)

第11条 有線放送及び当該有線放送用の録音(以下「有線放送等」と いう。)に著作物を利用する場合(コマーシャル送信用録音を除く。)の 使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とす

1 有線ラジオ放送等

(1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合

年額使用料は、当該有線放送のチャンネルごとに、当該年度の前年度 におけるそのチャンネルの有線放送事業収入に下表の使用料率を乗 じて得た額に、利用割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該 有線放送を行う事業者がチャンネルごとの有線放送事業収入を計上で きない場合は、全チャンネルの有線放送事業収入に、各チャンネルの 該当する区分の使用料率を按分して算出した率を乗じて得た額に、利 用割合を乗じて得た額とする。

区分	使用料率
専ら音楽により編成されたチャンネル	3.0 %
主として音楽番組のチャンネル	2.25%
総合編成のチャンネル	1.5 %
ニュース・スポーツ等のチャンネル	0.75%

(2)年間の包括的利用許諾契約によらない場合

著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の使用 料額を適用する。

①有線ラジオ放送

1 曲1 回の有線ラジオ放送につき	使用料額
利用時間5 分まで	受信契約世帯1,000 世帯ごと
	1,500 円
利用時間5 分までを超えるごと	受信契約世帯1,000 世帯ごと
	1,500 円

②有線ラジオ放送用録音

複製本数1 本につき	使用料額	
利用時間5 分まで	1,500 円	
利用時間5 分までを超えるごと	1,500 円	

|イーライセンス事業本部規定から変 更なし

利用実態がない為、削除

	区/1347980日 初间73.114公		
ます。 ① 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4月から翌年3月までとします。 ② 受信契約世帯数は、毎年3月末日の受信契約世帯数とします。 ③「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入および番組販売収入の合算額から、広告代理店手数料および受信料の収納にかかる直接経費に相当する額を控除した額(消費税を含まないもの)をいいます。 ④ 使用料の算定となる年度の前年度において有線放送事業収入を得る期間が1年に満たないときは、年間の有線放送事業収入に換算した額により年額使用料を算定します。 ⑤ 有線ラジオ放送等の使用料を算定するに当たり、有線放送事業		(1) 年間の包括的利用許諾契約を締結する場合の年度区分は、4 月から翌年3月までとする。 (2) 受信契約世帯数は、毎年3月末日の受信契約世帯数とする。 (3) 1の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送 料等収入、委託放送料収入、番組制作料収入及び番組販売収入の 合算額から、広告代理店手数料及び受信料の収納にかかる直接経 費に相当する額を控除した額(消費税を含まないもの)をいう。 (4) 2の規定の「有線放送事業収入」とは、受信料収入、広告放送 料等収入、委託放送料収入及び番組制作料収入の合算額から、広 告代理店手数料、受信料の収納にかかる直接経費に相当する額、 ペイチャンネル番組供給事業者へ支払う額及び受信料にホームター ミナルのリース料を含んでいる場合はリース業者に支払う額を控除	
	3. 有線テレビジョン放送事業者(以下「CATV事業者」といいます。) が、有線テレビジョン放送に著作物を利用する場合の使用料は、次のとおりとします。ただし、当該年度の前年度における有線放送する期間が1年に満たないときは、有線放送する月数に応じて使用料額を減額することができるものとします。	2 有線テレビジョン放送等 有線テレビジョン放送による有線放送等の使用料は次のとおりとす	イーライセンス事業本部規定から変 更なし
	· ·		

- (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
- ① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料

上、下記②の範囲内で使用料額を算出するものとします。

② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料 次の区分に定める額とします。

受信契約世帯数	使用料額
1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に 10 円を乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

|著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用 |著作物の利用方法毎に1曲1回の利用につき、それぞれ下記の使用 |料額を適用します。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合 |料額を適用します。ただし、歌曲において楽曲に著作権のない場合 もしくはNexToneの管理外の場合、または歌詞がNexToneの管理外 「もしくはイーライセンスの管理外の場合、または歌詞がイーライセン の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6/12の額とします。

1 曲 1 回の CATV 放送につき	使用料額
利用時間 5 分まで	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間 5 分を超えるごと	受信契約世帯 1,000 世帯ごと 1,000 円

第13条(出版に関する利用許諾)

1. 出版に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費 税相当額を加算した額とします。

(1) 書籍

- 曲の場合の使用料は、当該書籍の定価(消費税別)の10%に発行 |部数を乗じて得た額とします。ただし、書籍に利用される著作物の一 |額とします。ただし、書籍に利用される著作物の一部がイーライセン 部がNexToneの管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する スの管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対するイーライセ NexToneの管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得 た額とします。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、本項(3)の とします。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、本項(3)②の規 |規定によるものとします。
- ② ①以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につ ② ①以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につ |き歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。

500 部まで	1,000 部まで	1,500 部まで	2,000 部まで	2,500 部まで	5,000 部まで
1,000 円	1,100 円	1,200 円	1,300 円	1,400 円	2,600 円
10,000 部まで	50,000 部まで	100,000 部ま で	300,000 部ま で	500,000 部ま で	500,000 部を 超える場合
4,500 円	6,700 円	9,000 円	13,000 円	13,500 円	14,000 円

- (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
- ① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料

当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者 当該年度の前年度における有線放送事業収入に2%以内で利用者 下記②の額を下回る場合は、下記②の額とします。また、新設局の「下記②の額を下回る場合は、下記②の額とします。また、新設局の「合は②の額とする。 開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の開局年度の使用料の算出にあたっては、当該CATV事業者と協議の② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料は、次の区分に定 上、下記②の範囲内で使用料額を算出するものとします。

② 有線放送事業収入がない場合の年額使用料

次の区分に定める額とします。

受信契約世帯数	使用料額
1,000世帯まで	30,000円
3,000世帯まで	50,000円
5,000世帯まで	80,000円
10,000世帯まで	100,000円
10,000世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を乗じ
10,000世帯を超える物目	て得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合

スの管理外の場合、それぞれ1曲1回の使用料の6 / 12の額としま す。

1曲1回のCATV放送につき	使用料額
利用時間5分まで	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円
利用時間5分を超えるごと	受信契約世帯1,000世帯ごと1,000円

第12条(出版に関する利用許諾)

1. 出版に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費 税相当額を加算した額とします。

(1) 書籍

- ① 楽譜集・歌詞集・ピースなど書籍の内容が主として歌詞または楽 1① 楽譜集など書籍の内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用 料は、当該書籍の定価(消費税別)の10%に発行部数を乗じて得た ンスの管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額 定によるものとします。
 - き歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。

500部	1000部	1,500部	2,000部	2,500部	5,000部	10,000部	10,000部
まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	を超える
							場合
250円	500円	750円	1,000円	1,200円	2,500円	5,000円	7,000円

- (1) 年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合
- ① 有線放送事業収入がある場合の年額使用料は、当該年度の前 |年度における有線放送事業収入に1/100を乗じて得た額に、利用 と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、算出した額が「と協議の上定める率を乗じて得た額とします。ただし、算出した額が「割合を乗じて得た額とする。ただし、算出した額が②の額を下回る場
 - める額に、利用割合を乗じて得た額とする。

区分	使用料額
受信契約世帯 1,000 世帯まで	30,000 円
3,000 世帯まで	50,000 円
5,000 世帯まで	80,000 円
10,000 世帯まで	100,000 円
10,000 世帯を超える場合	受信契約世帯数に10円を
	乗じて得た額

(2) 年間の包括的利用許諾契約によらない場合 著作物の利用方法ごとに1曲1回の利用につき、それぞれ下表の 使用料額を適用する。

① 有線テレビジョン放送

1 曲1 回の有線テレビジョン 放送につき	使用料額
利用時間5 分まで	受信契約世帯1,000 世帯ごと 1,000 円
利用時間5分までを超える	受信契約世帯1,000 世帯ごと 1,000 円

② 有線テレビジョン放送用録音

複製本数1 本につき	使用料額
利用時間5 分まで	1,000円
利用時間5 分までを超えるごと	1,000円

有線テレビジョン放送用録音は、利 用実態がないため削除

内容が主として歌詞または楽曲であ

|歌詞集・ピースを(1)書籍(1)に移設

新設

ビジネスの実態に合わせ、区分を追

	株式会社NexTone 使用料規程 新旧対照表		
(2) 雑誌、新聞 雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌 詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。	(2) 雑誌、新聞 雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌 詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。		
2,500 部まで 5,000 部まで 10,000 部まで 50,000 部まで 100,000 部まで	10,000 部 50,000 部 100,000 部 300,000 部 500,000 部 1,000,000 1,000,000		ビジネスの実態に合わせて区分を 追加
5,000 円 5,100 円 5,500 円 11,000 円 15,000 円	まで まで まで まで 部まで 部を超える		坦
300,000 部まで 500,000 部まで 1,000,000 部まで 3,000,000 部まで 5,000,000 部まで	場合		
18,000円 27,000円 37,000円 55,000円 56,000円 5,000,000部を 超える場合 58,000円	5, 100 円 10, 200 円 13, 600 円 17, 000 円 25, 500 円 34, 000 円 51, 000 円		
(3) その他の出版物等 本項(1)(2)以外の出版物の使用料は、その発行部数または製作部 数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。	(3) その他の出版物等 ① ピースなど本項(1)または(2)以外の出版物で、その内容が主として歌詞または楽曲の場合の使用料は、当該出版物の定価(消費税別)の10%に発行部数を乗じて得た額とします。ただし、出版物に利用される著作物の一部がイーライセンスの管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とします。なお、出版物に定価がない場合の使用料は、本項(3)②の規定によるものとします。② 本項(3)①以外の出版物の使用料は、その発行部数または製作部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとします。	新設	新13条(1)書籍①へ移設
100 部まで 500 部まで 1,000 部まで 1,500 部まで 2,000 部まで 2,500 部まで	500部		
1,500 円 1,600 円 1,700 円 1,800 円 1,900 円 2,000 円	まで まで まで まで まで まで を超える		ビジネスの実態に合わせて区分を
5,000 部まで 10,000 部まで 50,000 部まで 100,000 部ま 300,000 部ま 500,000 部までで	場合		追加
	375円 750円 1,125円 1,500円 1,800円 3,750円 7,500円 10,500円		
3,900 円 7,000 円 10,500 円 13,000 円 20,000 円 21,000 円 500,000 部を			
超之る場合 21,500円			
ページ数が他の著作物の占めるページ数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占めるページ数に対するNexToneの管理する著作物の占めるページ数との比率により算出することができるものとします。	4. 第1項の規定にかかわらず、コマーシャルに利用することを目的とするものの場合(雑誌広告、新聞広告、看板広告、車内広告、ラッピング広告、アドバルーン広告を含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。 5. 第1項の規定にかかわらず、商品化利用することを目的とするものの場合(ポストカード、ポスター、フライヤー、パネル、湯飲み茶碗、歌碑、手拭い、Tシャツなどを含みますがこれらに限られません。)の使用料の額は、委託者が定めるものとします。	新設	新第10 条に移設 外国作品における使用料徴収を行 う為新設

す。

	使用料規程 新旧対照表		
1. 商業用レコード(以下レコード)の公衆への貸与に関する利用許諾の使用料は、以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とします。 2. レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合 (1) 一施設あたりの月額使用料は、基本使用料90,000円に、レコードの貸与による月間営業収入の2.5%の額を加算した額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 (2) 貸与による営業収入がない、または営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、月間貸与回数に36円を乗じて得た額または90,000円のいずれか多い額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 3. 第2項によらない場合 (1) レコード1枚1回あたりの使用料は36円とします。 (2) 著作物1曲1回あたりの使用料は5円とします。	ます。 2. レコードを公衆に貸与することを業とする者が年間の包括的利用許諾契約を結ぶ場合 (1) 一施設あたりの月額使用料は、基本使用料90,000円に、レコードの貸与による月間営業収入の2.5%の額を加算した額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 (2) 貸与による営業収入がない、または営業収入の報告ができない場合の一施設あたりの月額使用料は、月間貸与回数に36円を乗じ		イーライセンス事業本部規程第13条 4項については、実務上管理比率 (徴収率)を加味せずに計算を行っ ており、実態と合わない為、削除 その他変更なし
5. 貸与については、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1)「営業収入」とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。)をいいます。 (2)「月間貸与回数」とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいいます。 (3) 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、当分の間、第2項(2)の規定を適用します。 (4) 利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と	ス管理以外の著作物を含む全著作物数に対するイーライセンスの管理する著作物の数との比率をいいます。なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物を計算します。 6. 貸与については、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1)「営業収入」とは、レコードの貸与により得た収入の総額(消費税別。いずれの名義をもってするかを問いません。)をいいます。 (2)「月間貸与回数」とは、月の初日から末日までの間において貸与されたレコードの合計枚数をいいます。 (3) 貸与するレコードを客の自宅等に配送するサービスで、年間の		
第 15 条 (業務用通信カラオケに関する利用許諾) 1. 業務用通信カラオケに関する利用許諾の使用料は、次の(1)および(2)によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とします。本条において、使用料には複製(ただし、映像とともに複製される場合を除きます。)および公衆送信に係るものを含むものとします。 (1) 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数(業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては当該コード数に97%を乗じた数をいいます。)によって1か月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表より算出する額に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とします。		新設	変更なし

アクセスコード数	月額使用料			
500 コードまで	50,000 円			
1,000 コードまで	100,000 円			
2,000 コードまで	200,000 円			
3,000 コードまで	300,000 円			
4,000 コードまで	400,000 円			
5,000 コードまで	600,000 円			
6,000 コードまで	800,000 円			
7,000 コードまで	1,000,000 円			
8,000 コードまで	1,200,000 円			
9,000 コードまで	1,400,000 円			
10,000 コードまで	1,600,000 円		12-5	
12,000 コードまで	1,800,000 円	変更なし	新設	変更なし
14,000 コードまで	2,000,000 円			
16,000 コードまで	2,200,000 円			
18,000 コードまで	2,400,000 円			
20,000 コードまで	2,600,000 円			
20,000 コードを超える場合 2,000 コ	200,000 円			
ードまでを増すごとに加算する額	200,000 1			
著作物の数によって1か月ごとに定は、著作物1曲につき200円とします	F ₀			
① 利用単位使用料に関する包括はサーバ、端末機械等(以下名称を開始につき1か月ごとに定めるものと関すべき受信装置1台あたりの月間円のいずれか多い額(情報料の14その額または650円のいずれか多い率を乗じて得た額とします。② ①によらない場合業務用通信カラオケ事業者が、カラ設置された受信装置へのアクセス、る著作物を1曲1回提供する(公衆はいません)ごとに定めるものとし、それとします。	問わず「受信装置」といいます。)1 し、その月額使用料は、情報料を 間の情報料の10%の額または950 %の額が950円を下回る場合は、 い額)に利用者と協議の上定める ラオケ施設、社交場等の事業所に コードの入力に応じ、演奏に供す 送信であるか複製物によるかを問			
2. 第1項に基づき算出された、月額 用料の総額の合算額が50,000円を の使用料とします。 3. 第1項(2)①の規定の「情報料」と るにあたり受信先において通常支 伴う対価(消費税別。いずれの名弟 をいいます。 4. 情報料が不明の場合は、業務用 装置1台当たりの情報料収入(いずません。)に170%を乗じた額を情報 す。 5. 著作物の利用形態など特別の事の使用料は、本料率の範囲内で、記 できるものとします。	下回るときは、50,000円を当該月は、業務用通信カラオケを利用す払うことが必要とされる受信等に養をもってするかを問いません。) 引通信カラオケ事業者が得る受信 れの名義をもってするかを問い 最料とすることができるものとしま 事情により本料率により難い場合	変更なし	新設	変更なし

医角件就性 利山对照仪				
第 17 条(上演形式による演奏に関する利用許諾) 1. オペラ、ミュージカル、バレエなど演劇的音楽著作物等の上演形式による演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) 公演1回ごとの使用料は、次のとおりとします。 (1) 入場料がある場合の使用料以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。 「理番」	変更なし	新設	変更なし	
(2) 本項(1)によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 ① 利用時間が5分までの使用料は、次のとおりとします。 (ア) 入場料がある場合の使用料は、総入場料算定基準額の0.5%の額または(イ)に定める額のいずれか多い額とします。なお、定員が1,000名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が「1,000名まで」の場合の金額に、200円を加算した額とします。 正員 月額使用料 100名まで 300円 1,000名まで 300円 1	変更なし	新設	変更なし	

	区/13年/36年 初间73/36公		
第 18 条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾) 1. 演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾の使用料は、次により算出された金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏の場合 ① 催物の公演1回ごとの使用料は、次のとおりとします。 (ア) 入場料がある場合の使用料以下算式により算出された使用料のうち、いずれか多い額とします。	変更なし	新設	変更なし
② 本項(1)①によらない場合の使用料は、1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 (ア) 利用時間が5分までの使用料 (a) 入場料がある場合の使用料 総入場料算定基準額の0.4%の額または(b)に定める額のいずれか多い額とします。 (b) 入場料がない場合の使用料 下表のとおりとします。なお、定員が1,000名を超える場合の使用料は、500名までを超えるごとに、定員が「1,000名まで」の場合の金額に、160円を加算した額とします。	変更なし	新設	変更なし

(2) 体操競技、フィギュアスケート、ダンス競技会等、演技に伴って音楽を用いる競技における演奏の場合 ① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。 (ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 (本人場料 まで	変更なし	新設	変更なし
② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。	変更なし	新設	変更なし
(3) ファッションショー等の催物における演奏の場合 ① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。 (ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。	変更なし	新設	変更なし

② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 (ア) 利用時間が5 分までの場合の使用料は、下表の額とします。	変更なし	新設	変更なし		
(4) 演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏の場合 ① 催物の公演1回の使用料は、次のとおりとします。 (ア) 公演時間が1時間以上2時間までの場合の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 本で まで まで まで まで まで まで まで	変更なし	新設	変更なし		
② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表の額とします。	変更なし	新設	変更なし		

(5) 楽器店、レコード店、百貨店、スーパーマーケット等での宣伝のための催物における演奏の場合 ① 演奏場所1か所の使用料は、次のとおりとします。 (ア) 入場料等がない場合 (a) 1か月の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 1か月の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 1か月の 30時間 45時間 60時間 150時間 150			
(b) 1日の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 1日の 1時間 1時間30 2時間 2時間30 3時間 3時間30 4時間 4時間30 5時間 5時間を超過酸時間 まで 分まで まで 分まで まで 分まで まで 分まで まで える場合 使用権額 1,100円 1,700円 2,200円 2,800円 3,300円 3,900円 4,400円 5,000円 5,500円 6,600円	変更なし	新設	変更なし
(イ) 入場料等がある場合 催物の内容により、第16条(演奏会における演奏に関する利用許 諾)または第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許 諾)の他の規定を適用し、算定するものとします。			
②①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 (ア) 入場料等がない場合 (a) 利用時間が5分までの場合の使用料は、150円とします。 (b) 利用時間が5分を超え10分までの場合の使用料は、300円とします。また、利用時間が、10分を超える場合の使用料は、10分までを超えるごとに、利用時間が「5分を超え10分まで」の場合の金額に、300円を加算した額とします。 (イ) 入場料等がある場合 催物の内容により、第15条(演奏会における演奏に関する利用許諾)または第17条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の他の規定を適用し、算定するものとします。	変更なし	新設	変更なし
(6) 博覧会、展示会、動物園、遊園地その他これらに準ずる施設での催物における演奏の場合 ① 演奏場所1か所またはパレード1編成の使用料は、次のとおりとします。 (ア) 演奏場所への入場料等がない場合における、1か月及び1日の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 施設への入場料 1か月の使用料額 1日の使用料額 無料 12,000円 900円 1,000円まで 40,000円 3,000円 2,000円まで 60,000円 4,500円 3,000円まで 60,000円 7,500円 3,000円を超える場合 100,000円 7,500円 (イ) 演奏場所への入場料等がある場合 催物の内容により、第16条 (演奏会における演奏に関する利用許諾)または第18条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)または第18条 (演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の他の規定を適用し、算定するものとします。	変更なし	新設	変更なし

② 本項(6)①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 (ア) 演奏場所への入場料等がない場合 (a) 利用時間5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。 施設への入場料 使用料額	変更なし	新設	変更なし
(7) 野球、サッカー、バスケットボール、アメリカンフットボール、テニス、競馬等各種のスポーツの催物における演奏の場合 ① 催物1日1回の使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 本で まで まで まで まで まで まで まで	変更なし	新設	変更なし

(8) 航空機、船舶、鉄道、バス等各種の交通機関における演奏の場合 本条第1項(2)の規定の範囲内において、利用状況等を参酌して使 用料を決定します。 (9) ディナーショーなどホテルの宴会場等の施設において、飲食を伴 い、演劇、演芸、舞踊、歌謡ショーその他の芸能を客に見せ、または 聞かせることを主たる目的とする催物における演奏の場合 ① 催物1日1回(公演1回)あたりの使用料は、下表の額に著作物利 用比率を乗じて得た額とします。 (7) 催物1日1回(公演1回)あたりの使用料は、下表の額に著作物利 用比率を乗じて得た額とします。 (8) が200円 200円 200円 200円 200円 200円 300円 400円 600円 800円 1100円 1200円 200円 100円 1200円 100円 100	変更なし	新設	変更なし
(イ) (ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとします。	変更なし	新設	変更なし

(10) ダンスパーティなどダンスをさせることを主たる目的とする催物における演奏の場合 ① 催物1日1回あたりの使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 180 m² 120 m² 180 m² 240 m² 300 m² 450 m² 600 m² 750 m² 900 m² 240 m² 300 m² 450 m² 5 c まで まで まで まで まで まで まで			
② ①によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとします。 (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。 (ア) 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。	変更なし	新設	変更なし
(イ)(ア)にかかわらず、レコード演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとします。	変更なし	新設	変更なし

【第16条(演奏会における演奏に関する利用許諾)、第17条(上演形
式による演奏に関する利用許諾)、第18条(演奏会以外の催物にお
ける演奏に関する利用許諾)の備考】

- (1)「定員」とは、演奏会等が開催される会場あるいは場所に設備されている座席等の総数をいい、次により算出した数の合計数とします。
- (ア)1人掛けの椅子席については設備されている数
- (イ) 2人掛け以上の長椅子式の椅子席については、当該椅子席の 正面巾を0.5mで除して得た数
- (ウ) 椅子席以外の座席については、当該部分の面積を1.5㎡で除して得た数
- (エ) 立見席や野外会場等、座席が設備されていない客席については、主催者があらかじめ設定した数。これにより難い場合は、官公署等に届け出た数
- (2) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)
- (10)の規定を適用する場合において、面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいいます。
- (3)「入場料」とは、演奏会等の主催者が、いずれの名義であっても、 入場者から音楽の著作物の提示について受ける対価(消費税別。 以下同じ。)をいいます。この対価に等級区分がある場合は、その算 術平均額を入場料といいます。会費制等により当該演奏会等におけ る入場料額が特定できない場合は、年間会費を演奏会等の回数で 除す等して入場料相当額を算出するものとします。
- (4) 総入場料算定基準額は、次により算出するものとします。
- ① 入場料に定員数を乗じて得た額の80%の額とします。ただし、平成30年3月31日までの間、下表のとおりとします。

規定₽	期間↩	入場料に定員数を↓ 乗じて得た額↓	総入場料算定基準額₽
第 16条 (演奏会 における演奏に	8	800万円まで4	入場料に定員数を乗じて得た額の+ 80%の額。
第17条(上演形	800 万円を超える場合↓	800 万円を超える額の 50%の額に+ 640 万円を加算した額+	
	3,000 万円を超える場合₽	3,000 万円を超える額の 20%の額。 に 1,740 万円を加算した額₽	
第 18 条 (演奏会 以外の催物にお ける演奏に関す る利用許諾) + 第 1 項 (1) +		400万円まで#	入場料に定員数を乗じて得た額の。 80%の額₽
	平成 30年 3月 31日↓ まで↓	400万円を超える場合↓	400 万円を超える額の 40%の額に 320 万円を加算した額。
		800 万円を超える場合₽	800 万円を超える額の 15%の額に 480 万円を加算した額。

② ①にかかわらず、第15条または第17条第1項(1)の規定を適用する場合において、演奏会等を継続して開催する利用者等で、年間の包括的利用許諾契約を締結するときは、入場料に定員数を乗じて得た額の50%の額とします。ただし、平成30年3月31日までの間、下表のとおりとします。

規定₽	期間₽	入場料に定員数を↓ 乗じて得た額↓	総入場料算定基準額₽
第 16条(演奏会 における演奏に 関する利用許諾)。		800万円まで₽	入場料に定員数を乗じて得た額の÷ 50%の額₽
	平成30年3月31日↓ まで↓	800 月円を超々を提合。	800 万円を超える額の 35%の額に+ 400 万円を加算した額。
		3,000 万円を超える場合₽	3,000 万円を超える額の 15%の額÷ に 1,170 万円を加算した額↓
		400万円まで₽	入場料に定員数を乗じて得た額の÷ 50%の額₽
	平成30年3月31日↓ まで↓	400 万円を超える場合♪	400 万円を超える額の 25%の額に+ 200 万円を加算した額。
		800 万円を超える場合₽	800 万円を超える額の 10%の額に 300 万円を加算した額。

ts			
ž ŧ			
,			
し			
·署	変更なし	新設	 変更なし
す			
₺、			
算 け で			
平			
すの得表	変更なし	新設	変更なし

(5) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)第1項(9)もしくは(10)の規定を適用する場合において、標準単位料金とは、客1人あたりにつき通常支払うことを必要とされる税引き後の料金相当額(いずれの名義をもつてするかを問いません。)をいい、その基準についてはそれぞれ次のとおりとし、各項目は加算するものとします。 (6) 第18条第1項(9)を適用する場合・定額料金は、その額とします。 (6) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の規定を適用する場合において、同条第1項(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適法に録音された録音物による著作物の演奏(以下「レコード演奏」といいます。)が行われる場合の使用料を、当分の間、適用される規定に定める演奏の使用料の50%の額とします。 (7) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)第1項(1)①(ア)の規定の4%は、平成30年3月31日までは3.5%と読み替えるものとします。 (8) 第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)(1)①(ア)(a)の規定の0.4%は、平成30年3月31日までは0.35%と読み替えるものとします。	変更なし	新設	変更なし
(9) 同一の演奏場所における一の演奏会等において、第16条(演奏会における演奏に関する利用許諾)及び第18条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の規定に定める各種の演奏が併演される場合の使用料は、それぞれに適用される規定により算出した使用料を合算した額の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。 (10) 同一の演奏場所における一の演奏会等において、第17条(演奏会以外の催物における演奏に関する利用許諾)の規定を適用する場合で、かつ、生演奏、レコード演奏等が併演される場合の使用料は、(1)、(9)及び(10)を除く、(2)から(8)及び(11)については、適用される規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるものとします。	変更なし	新設	変更なし

第 19 条 (ダンス教授所における演奏等に関する利用許諾) 1. ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の利用許諾の使用料は、原則として1演奏場所または1上映場所を単位とし、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) 月額使用料は、下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。			
① 社交ダンス教授所の場合			
ダンス教師の数 30 分間の教授料 30 分間の教授料 が 3,000 円を超 える場合 1,000 円まで 3,000 円 1,000 円までを超えるごとに、 3,000 円まで 4,500 円 5,000 円まで」の場合の使用料 1,000 円まで 5,000 円 に、「1,000 円まで」に、「1,000 円まで」の場合の使用料 に、「1,000 円まで」の場合の使用料 に、「1,000 円まで」の場合の使用料 に、「1,000 円まで」の場合の使用料 に、「1,000 円まで」の場合の使用料 に、「1,000 円まで」の場合の使用料 に、「1,000 円まで」	変更なし	新設	変更なし
4人~6人 2,000円まで 7,500円 で」の場合の使用			
3,000円まで 10,000円 料の 50%の額を 1,000円まで 7,000円 加算します。 7人~9人 2,000円まで 10,500円 3,000円まで 14,000円			
1,000 円まで 10,000 円 10 人~12 人 2,000 円まで 15,000 円 3,000 円まで 20,000 円			
ダンス教師の数が 3 人までを超えるごとに、「10 人〜 12 人を超える場合 12 人」の場合の使用料に、「1 人〜3 人」の場合の使 用料を加算します。			
② 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所の場合			
 面積 30 分間の教授料 月額使用料が3,000円を超えるのの円1,000円までを超えるのの円まで 60m²まで 2,000円まで 3,000円まで 9,000円 高くるごとに、 「3,000円まで 「3,000円まで] 「3,000円まで] 「4,000円まで] 「5,000円まで] 「4,000円まで 「11,000円まで」 「11,000円まで」 「12,000円まで」 「13,000円料で」 「13,000円料で」 「13,000円料で」 「15,000円 「12,000円」 「10,000円まで」 「15,000円」 「10,000円まで」 「300m²まで 「300m²まで」の場合の使用料を加算 「900m²まで」の場合の使用料を加算 「900m²まで」の場合の使用料を加算 「900m²を超える場合」 「40,000円まで」 (40,000円まで) (40,0	変更なし	新設	変更なし
(2)(1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるもの			
とし、その使用料は次のとおりとします。 ① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとします。			
ハリカーロリア ロリア カーロリア ボイドは、ド 女			

② ①にかかわらず、適法に録音された録音物により著作物の演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとします。 10.00円kで 10.00円kで 15.00円kで 20.00円kで 30.00円kで 30.00円kで	変更なし	新設	変更なし
(3)「面積」とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいいます。 (4)「30分間の教授料」とは、名義を問わず、客がダンスのレッスンを受けるために支払うもの(消費税別)で、1教程に支払う対価を30分の割合にした料金をいいます。なお、この料金に等級区分がある場合は、その算術平均額とします。 3.「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。 4. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。	変更なし	新設	変更なし

	使用科别性 利口对照衣		
第 20 条 (ビデオグラムの上映に関する利用許諾) 1. ビデオグラムにより著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、第17条(上演形式による演奏に関する利用許諾)の規定に定めるほか、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) 電気通信設備を用いて行う上映CCTV(閉回路テレビ)等電気通信設備を用いて著作物を上映する場合の使用料は、次のとおりとします。 (1) 旅館、ホテルなどの宿泊施設において著作物を利用する場合の年額使用料は、前年度における営業収入(利用料、広告料など当該設備の利用に伴う収入(消費税別)をいいます。)の1%に著作物利用比率を乗じて得た額とします。当該算定が困難な場合の使用料は、受像機1台あたり月額100円に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 (2) 百貨店、博覧会場など①以外の施設において著作物を利用する場合の使用料は、受像機1台あたり月額2,000円に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 (2) その他の上映 (1)以外の場合の上映使用料は、第21条(映画上映に関する利用許諾)第1項(1)の規定に定める使用料を適用します。	変更なし	新設	変更なし
2. ビデオグラムの上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1)「ビデオグラム」とは、第6条(ビデオグラムに関する利用許諾)の規定により著作物を録音したものをいいます。 (2) 第1項(1)①の規定の年度区分は、4月から翌年3月までとします。 (3) 第1項(1)②の規定において、同一上映場所に多数の受像機があるなど特別の事情がある場合の使用料は、第1項(1)②の規定の範囲内で、その利用状況等を参酌して定めるしとします。 (4) 第1項(2)の規定で準用する第21条(映画上映に関する利用許諾)(1)の規定に定める使用料の適用にあたっては、次のとおりとします。 (4) 第1項(2)の規定で準用が多額にあたっては、次のとおりとします。 (1) 入場料が300円以上の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料の差額を加算して得た額とします。 (2) 上映場所に定員数のない場合は、その定員を「500名未満」とみなします。 (3) 第1項(2)の場合の上映で、かつ、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、第1項(2)の規定を適用して算出した月間使用料の範囲内で、月間の上映で、かつ、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の月額使用料は、第1項(2)の規定を適用して算出した月間使用料の範囲内で、月間の上映回数、上映の態様など利用状況等を参酌して定めるものとします。 3. 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。 4. 利用者から、当該演奏における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。	変更なし	新設	変更なし

変更なし

変更なし

		上映に関する利用許諾	

- |第 21 条 (映画上映に関する利用許諾) |1. 映画により著作物を上映する場合の利用許諾の使用料は、次に より算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。
- (1)映画1本上映1回について、下表のとおりとします。(ただし、(2)、 (3)または(4)による場合は除きます。)

定員数	類別	一般娯楽	その他
	150 円未満	400円	120円
500 名未満	300 円未満	600 円	180 円
N - 500H	300 円以上	800円	240 円
	150 円未満	600 円	180 円
1,000 名未満	300 円未満	800 円	240 円
52	300 円以上	1,200円	360 円
	150 円未満	800円	240 F
1,500 名未満	300 円未満	1,200円	360 円
	300 円以上	1,600円	480 円
	150 円未満	1,200円	360 円
1,500 名以上	300 円未満	1,600円	480 円
	300 円以上	2,000円	600 円

(2) 映画上映者が月間契約を締結する場合の映画の上映使用料は 下表のとおりとします。ただし、上映時間が月間150時間未満の場合 は下表の金額の50%、月間50時間未満の場合は下表の金額の |25%とし、(3)により契約の締結された映画及び(4)に掲げる連合会の 会員たる組合の組合員の場合、(4)により契約の締結された映画の 上映時間はこの上映時間に算入しないものとします。

	類別	定員1名あたりの月間上映使用料				
定員数	入場料	劇映画(ニュー ス映画、文化映 画を併映する場 合を含みます。)	ニュース映 画だけを上 映する場合	文化映画だ けを上映す る場合	ニュース映画と 文化映画とだけ を上映する場合	
500 名未満	150 円未満 300 円未満 300 円以上	4 円 6 円 8 円	0.4円 0.6円 0.8円	1.2 円 1.8 円 2.4 円	0.8 円 1.2 円 1.6 円	
1,000名未満	150 円未満 300 円未満 300 円以上	6 円 8 円 12 円	0.6円 0.8円 1.2円	1.8 円 2.4 円 3.6 円	1.2 円 1.6 円 2.4 円	
1,500名未満	150 円未満 300 円未満 300 円以上	8円 12円 16円	0.8円 1.2円 1.6円	2.4 円 3.6 円 4.8 円	1.6 円 2.4 円 3.2 円	
1,500名以上	150 円未満 300 円未満 300 円以上	12 円 16 円 20 円	1.2円 1.6円 2.0円	3.6円 4.8円 6.0円	2.4 円 3.2 円 4.0 円	

- (3) 製作者または配給業者が映画の上映について契約を締結する 場合の当該映画の上映使用料は、プリント1本につき下表のとおりと
- ① 著作物を映画に利用する場合の著作物1曲の使用料

類別 利用時間	一般娯楽	その他
1分まで	2,500円	1,000円
1分を超え5分まで	10,000円	4,000円
5 分を超え 10 分まで	15,000円	6,000円
10 分を超え 20 分まで	20,000円	8,000円
20 分を超える場合		「10分を超え20分まで」 を超え5分まで」の場合

② 著作物をイベント収録に利用する場合の著作物1曲の使用料

類別	イベント	、収録
利用時間	演奏会	演奏会以外
1分まで	3,500円	2,500円
1分を超え5分まで	14,000円	10,000円
5 分を超え 10 分まで	21,000円	15,000円
10 分を超え 20 分まで	28,000円	20,000円
20 分を超える場合	10分までを増すごとに、「1 の場合の使用料に、「1分を の額の50%を加算します。	

(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第53 条により組織された興行場営業に係る生活衛生同業組合連合会 (以下「連合会」といいます。)が、会員たる組合の組合員のための 映画の上映について契約を締結する場合の当該映画の上映使用料 は、プリント1本につき本項(3)の各表の範囲内において、連合会と協 議のうえ定めるものとします。

新設

新設

変更なし

変更なし

2. 映画上映については、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1) 「映画しは、映画館を心他の場所において公に映字する目的 で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものをいいます。 (2) 「一般娯楽」とは、主として映画県行に供する目的で製作される 映画をいい、映像の将剤が内容を問いません。ただし、本項第の号に 定めるイベント収録は除きます。なお、これに該当しない場合は「そ の他」とします。 (3) 「イベント収録」とは、主として映画県行に供する目的で製作され る映画のうち、コンケー・ス・オラ、バレエ、ミュージカル、レビュー ショー、演劇などの権物等において利用される音楽者作物を、当該 権物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会」と「演奏会」とが「に受力します。 (4) 「上映」とは、映画能の分未満の漫画映画は 映画の類別中の文化映画に含むものとします。 (6) 第1項(1)及び(2)の「人場料」とは、大人の普通、場料会(消費稅) 別、全解情を流の場合は、大人の普通、場料会(消費稅) 別、全解情を流の場合は、その最低料金とします。 (7) 「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対する NexToneの管理する著作物の総数に対する NexToneの管理する著作物の数数に対する NexToneの管理する著作物の数数に対する (8) 第1項(1)の規定の適用にあたり、人場料が300円以上(の場合の使用料に、定自数での300名未満」の医分においては、「150円を混ること」に、同程を事中の「300円以上」にの場合の使用料に、定自数で100名未満」の区分においては、「150日未満」の服存のでは、150日未満」の服存とを加算して得た説、定自数「100名未満」の区分においては、「150日未満」の服存と イれイ加算して得た。定自数で100名未満」の際をとします。 (9) 第1項(1)及び(2)の現在で指述、定自数で100名未満」の際をとかない場				
(9) 第1項(1)及び(2)の規定の適用にあたり、定員数の定めがない場	(1)「映画」とは、映画館その他の場所において公に映写する目的で、記録媒体にかかわらず、影像を連続して固定したものをいいます。 (2)「一般娯楽」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画をいい、映像の種別や内容を問いません。ただし、本項第3号に定めるイベント収録は除きます。なお、これに該当しない場合は「その他」とします。 (3)「イベント収録」とは、主として映画興行に供する目的で製作される映画のうち、コンサート、オペラ、バレエ、ミュージカル、レビューショー、演劇などの催物等において利用される音楽著作物を、当該権物等とともに収録するものをいい、その内容により「演奏会」と「演奏会以外」に区分します。 (4)「上映」とは、映画をスクリーンに映写することをいい、ラジオ放送及びテレビジョン放送を含みません。 (5) 上映における広告映画及び総上映時間60分未満の漫画映画は映画の類別中の文化映画に含むものとします。)をいいます。 (6) 第1項(1)及び(2)の「入場料」とは、大人の普通入場料金(消費税別。全席指定席の場合は、その最低料金とします。)をいいます。 (7)「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。 (8) 第1項(1)の規定の適用にあたり、入場料が300円以上」の場合の使用料は、150円を超えるごとに、同規定表中の「300円以上」の場合の使用料に、定員数「500名未満」の区分においては、「150円未満」の額の50%を加算して得た額、定員数「1,000名未満」以降の区分においては、「500名未満」の区分においては、「500名未満」の区分においては、「500名未満」の区分における「150円未満」の額の50%を加算して得た額、定員数「1,000名未満」以降の区分においては、「500名未満」の区分においては、「500名未満」の区分においては、「500名未満」の区分においては、「500名未満」の区分においては、「500名未満」の図分においては、「500名未満」の区分においては、「500名未満」の図分においては、「500名未満」の図分においては、「500名未満」の図分においては、「500名未満」の図を	変更なし	新設	変更なし
合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定 員数別の最低額を上映使用料とします。 (10) 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合 の使用料は、利用者と協議のうえ、本条規定の率または額の範囲 内で決定します。 3. 利用者から、当該上映における全使用著作物数及びNexToneが 管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全 体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できな い場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率としま す。	合は入場者実数を定員数とし、入場料のない場合は各料金表の定員数別の最低額を上映使用料とします。 (10) 映画の利用のうち、利用の態様に鑑み本規定により難い場合の使用料は、利用者と協議のうえ、本条規定の率または額の範囲内で決定します。 3. 利用者から、当該上映における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率としま	変更なし	新設	変更なし

第 22 条 (BGMに関する利用許諾) 1. 有線放送等により公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達し、または適法に録音された録音物による演奏により、著作物を背景音楽(BGM)として利用する場合の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とします。 (1) 1施設における使用料は下表の額に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 ① 一般の店舗等の場合 区分 店舗等の面積 年額使用料	変更なし	新設	変更なし
区分 宿泊定員 年額使用料 1 100人まで 6,000 円 2 200人まで 10,000 円 3 300人まで 20,000 円 4 400人まで 30,000 円 5 500人まで 40,000 円 6 500人を超える場合 50,000 円			
(2) 音源提供事業者が包括的に契約をする場合の使用料本項(1)の規定にかかわらず、有線放送等を行う事業者、録音物の製作・貸出を行う事業者等、背景音楽(BGM)の音源提供事業者が、自己の顧客であるすべての音源提供先事業者のために、包括的利用許諾契約を結ぶ場合の使用料は、当該音源提供事業者の前年度の営業収入(消費税別)の1%に著作物利用比率を乗じて得た額とします。 2. BGMについては、さらに以下の事項を定めるものとします。 (1)「営業収入」とは、聴取料、放送料などいずれの名義をもってするかを問わず、音源提供事業者が音源を提供することにより得る収入をいいます。 (2) 福祉、医療もしくは教育機関での利用、事務所・工場等での主として従業員のみを対象とした利用または露店等での短時間かつ軽微な利用であって、著作権法第38条第1項の規定の適用を受けない利用については、当分の間、使用料を免除します。 (3)「著作物利用比率」とは、使用される著作物の総数に対するNexToneの管理する著作物の数との比率をいいます。 3. 利用者から、当該BGM利用における全使用著作物数及びNexToneが管理する著作物の報告がされないまたは提出内容が不十分等、全体におけるNexToneが管理する著作物の比率が明確に算出できない場合は、当該比率についてはNexToneが合理的に定める率とします。	変更なし	新設	変更なし
その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができるものとします。	第 22 条 (使用料規程が適用できない場合) 本規程の第1条ないし第21条の規定を適用することができない利用 方法により著作物を利用する場合は、著作物の利用の目的及びそ の他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率 を定めることができるものとします。 附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して 30日を経た日以降(平成28年3月31日)から実施する。 以上		実施日を2017年4月1日とする